

公立大学法人宮城大学 業務実績報告書  
(令和3年度～令和6年度)  
【中期目標期間暫定評価】

令和7年6月

公立大学法人宮城大学



## 法人の概要

### 1. 名称

公立大学法人宮城大学

### 2. 所在地

宮城県黒川郡大和町学苑1番地1

### 3. 設立年月日

平成21年4月1日

### 4. 設立団体

宮城県

### 5. 中期目標の期間（第3期）

令和3年4月1日から令和9年3月31日まで

### 6. 目的及び業務

#### 【目的】

当法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき宮城大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、学術文化を振興し、その成果を広く社会に還元するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

#### 【業務】

- (1) 大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

### 7. 資本金の額

155億1,589万5,651円（令和7年3月31日現在）

### 8. 役員等の状況（令和7年4月1日現在）

#### (1) 役員 の 役職、氏名

理事長	佐野好昭
副理事長（研究・産学地域連携・国際交流担当）	佐々木啓一
理事（教育担当・学生支援担当）	蒔苗耕司
理事（広報、学術情報、DEI担当）	森本素子
理事（総務・人事労務担当）（企画担当）	佐藤洋生
理事（財務・施設担当）	工藤和浩
監事	西村晃一
監事	柴田純一

#### (2) 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人に対する、当事業年度の監査証明業務に基づく報酬の額は9百万円（税込）である。

### 9. 学生数（令和7年5月1日現在）

#### 【学群】

看護学群	403人		
事業構想学群	876人		
食産業学群	547人	小計	1,826人

#### 【大学院】

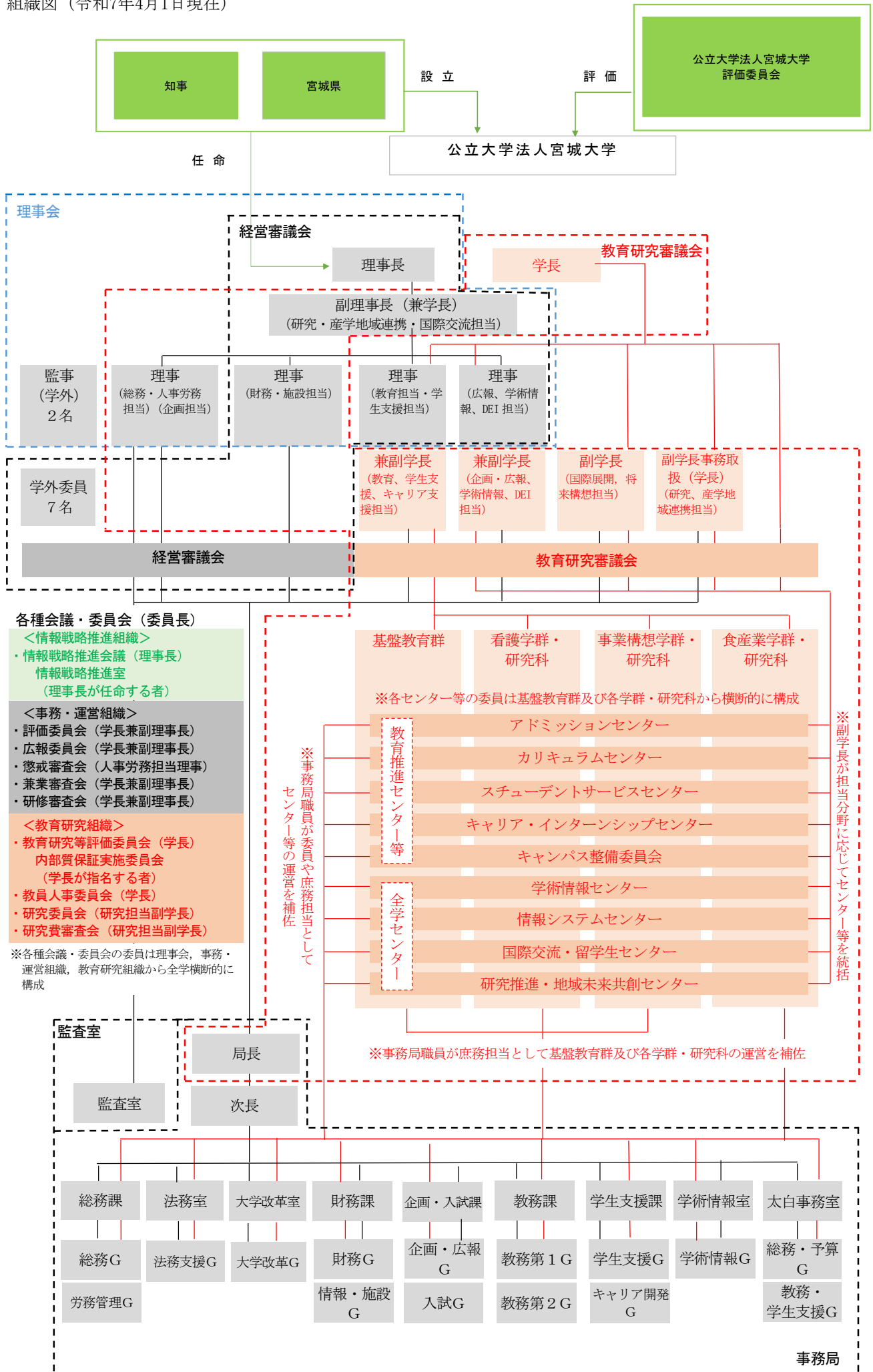
看護学研究科	22人		
事業構想学研究科	42人		
食産業学研究科	25人	小計	89人

合計 1,915人

### 10. 教職員数（令和7年5月1日現在）

学長	1人		
副学長	3人		
教授	58人	（副学長兼務者3人含まず）	
准教授	35人		
講師	13人		
助教	20人		
助手	4人		
専任職員	70人		
業務限定職員	3人		
有期雇用職員	48人	合計	255人

11. 組織図 (令和7年4月1日現在)



第1 教育研究の質の向上	<p><b>【重点目標】</b> 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。</p>
1 教育に関する目標	

**全体的な状況**

学群入試については、アドミッション・ポリシーに基づき、公平・公正な入学者選抜を実施するため、アドミッションセンターが主導し、学生募集要項や試験実施要領の作成、作題・査読プロセスの強化を一貫して行った。また、査読において外部有識者を活用したり、査読全体のプロセスを改善することで、試験運営の安定性を確保し、全ての年度でトラブルなく運営を完了した。令和5・6年度には、社会的要請や教育環境の変化に対応するため、アドミッション・ポリシーの改正を実施した。

研究科入試においても、アドミッションセンターを中心に、全学的な入試運営体制を一層強化し、安定した試験実施と選抜方法の適切性向上に努めてきた。運営体制の強化と安定した実施においては、アドミッションセンター正副センター長のリーダーシップのもと、各研究科と連携して試験実施要領や学生募集要項の作成、作題及び査読のプロセスを適切に運営した。その結果、4年間を通じて入試ミスの発生はなく、安定した入試運営が実現した。

学群教育に関しては、平成29年度カリキュラムにおける3ポリシーについての学修成果評価に基づき、令和4年度カリキュラムにおける、本学の理念及び各学群の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、それらに則った各教育課程の体系化を確認した。令和4年度から、新カリキュラムの系統的な教育運営を開始し、令和7年度までの移行期において、カリキュラムセンターで横断的に管理しながら、各教育課程を着実に運営している。

研究科教育については、令和6年度に本学の理念及び各研究科の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、全学共通ポリシーを再構成した上で、各研究科ポリシーとの一貫性を確保した。そして、各研究科ポリシーを実現するための体系的な教育課程及び前期課程から後期課程への接続性を踏まえた編成について、学修成果の評価を基に確認し、一部改編を積み重ねている。

そのほか、学生への支援として、令和4年度から、新入生の仲間づくりと宮城大生としてのアイデンティティ形成を目的としたコンボケーションデイを開催した。令和5年度、6年度においては、春にブライندサッカー選手との交流・競技体験を通じて他者への思いやりや、声かけによるコミュニケーションの重要性を学び、秋には食をテーマとした複数の企画に両キャンパスの学生が協力して取り組むことで、多様性や協調性の重要性を学んだ。

**教育研究の質の向上（教育に関する目標）に関する特記事項**

- 1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「IV」の項目）
- 〔(1)入学者受入方針・入学者選抜〕
- オープンキャンパスのハイブリッド形式開催、Zoomライブ相談、相談フォーム等を導入することで、受験生との接点を多様化したほか、メールマガジンや進学情報サイトを活用し、メディア露出を積極的に進めることで信頼性とプレゼンスの向上を図った。さらに、探究型学習支援を大幅に拡充し、必修化による需要増に対応したほか、高校訪問や教員との意見交換を積極的に行い、ニーズを把握しつつ大学情報を効果的に発信した。このように入試広報活動と高大連携活動を強化し、出願者及び入学者の維持・確保に努め、第一志望入学者率目標を概ね達成した。今後も広報活動と高大接続を一層効果的に推進し、受験生や関係者とのエンゲージメントを深めることを目指す。
- 〔(3)教育の実施体制等〕
- 令和6年度に、本学が目指す教育を提供するために望ましい教員像及び職員像、教育研究実施組織の編成方針を定め、大学ホームページで公開している。
  - 本学が目指す教育研究を実施する教職員の育成及び自己研鑽の機会として、組織的かつ体系的にファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントをカリキュラムセンターの管理の下で実施している。ハイブリッド、遠隔等の研修方法を工夫することで講師招聘も容易になり、参加者数の定着化、研修テーマも焦点化され、研修件数も増加している。新たな時代の高等教育の実現を目指したマクロ、ミドル、マイクロレベルの各FD/SDの体系化を強化し、教職員の教育・研究力、協働的運営力の向上の成果の可視化と評価が課題である。
- 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
- 〔(1)入学者受入方針・入学者選抜〕
- 大学での学びに触れ、深い学びを通じて自己の進路意識を高めることを目的としたアカデミック・インターンシップを毎年開催し、高校生に宮城大学を身近に体験できる機会を提供した。また、実施内容を毎年見直し、改善を重ねることで、プログラムの質向上を図った。
  - アドミッションセンターを中心に、全学的な入試運営体制を一層強化し、安定した試験実施と選抜方法の適切性向上に努めてきた。運営体制の強化と安定した実施においては、アドミッションセンター正副センター長のリーダーシップのもと、各研究科と連携して試験実施要領や学生募集要項の作成、作題及び査読のプロセスを適切に運営した。
- 〔(2)教育の内容等〕
- 令和4年度カリキュラムでは、幅広い教養を身につけ主体的に学ぶ力、コミュニケーション力を培う基盤教育と、各学群で展開される専門教育を有機的に結び付け、それらの連続性を高めた学修効果の高いカリキュラムを構成した。令和9年度カリキュラムに向けて基盤教育の評価と4年間を通じた基盤教育の検討を開始している。
  - 大学院の魅力をもっと高めるため、将来の国際社会や地域社会、科学技術の進展、情報表現技術の動向及び新たな社会課題を時機を逃さず捉え、高度な実学教育の実現に向けた授業内容の改善やカリキュラム改編を各研究科で実施している。
- 〔(3)教育の実施体制等〕
- 本学の経営及び教学に関する意思決定の支援及びその実現に必要な学内情報のデジタル化と可視化の推進を目的とした「情報戦略推進会議」及び「情報戦略推進室」を設置し、情報戦略推進基本計画等を定め、エンrollmentマネジメント分析を進めるための統合IRシステムを構築した。
- 〔(4)学生への支援〕
- 令和3年度から令和4年度にかけ、新型コロナウイルス感染症対策に注力し、教室での社会的距離の確保や、換気対応、マスクの着用指導、職員による見回りを実施したほか、チャットボットを活用して、学生の出席停止に係る手続き等について分かりやすく整理を行った。
  - 宮城県内の企業や医療機関、行政機関等と連携し、地域社会に貢献する働き方に係る情報を学生へ定期的に提供するほか、学内で説明会を実施するなど、企業等と学生との接点を作る取組を行った。また、国家資格試験や公務員試験に係る対策支援を行い、宮城県内の医療機関や行政機関へ多くの学生を輩出した。

### 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項

#### [(1) 入学者受入方針・入学者選抜]

- ・ [指標] 本学を第一志望とする入学者数の割合 (66%以上/年) 附属資料7ページ参照
- ・ [指標] 大学院定員の充足 (100% 令和8年度) 附属資料9ページ参照

#### [(2) 教育の内容等]

- ・ [指標] 期間中の地域連携型実践教育科目履修者 (アソシエイト取得者) 総数 (210人 令和8年度) 附属資料12ページ
- ・ [指標] 地域連携型実践教育科目履修者の自己評価 (85点以上 令和8年度) 附属資料12ページ

#### [(4) 学生への支援]

- ・ [指標] 卒業生就職率 (100%/年) 附属資料20ページ参照
- ・ [指標] 看護師国家試験新卒合格率 (100%/年) 附属資料23ページ参照
- ・ [指標] 保健師国家試験新卒合格率 (100%/年) 附属資料23ページ参照

### 4 遅滞が生じている事項とその理由 (自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目)

#### [(1) 入学者受入方針・入学者選抜]

- ・ 大学院定員の充足率向上に向け、それぞれの研究科でウェブサイトをはじめとする各種媒体を使った広報活動を拡充して進学者の発掘に努めた。また、学内外において進学説明会 (入試相談会) を開催するなど、対面での情報提供も積極的に行ってきた。令和3年度、4年度はコロナ禍の影響を強く受けたものの、令和6年度までにはその影響も低減され、進学指導や広報活動の成果として進学者の増加につながってきた。また、社会人大学院生の受入れについても積極的に対応し、実際の進学者確保にもつながってきた。一方で、食産業学研究科では、令和4年度、5年度の内部進学者が多かったものの、その後は減少しており、安定して進学者を発掘して育成できる環境を引き続き整備する必要がある。食産業学研究科に加えて、看護学研究科と事業構想学研究科においても、定員充足のために引き続き丁寧な情報発信を行っていく必要がある。

### 5 その他、法人が積極的に実施した取組

- ・ 公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に基づき、出願動向や採点結果等を分析した上で、令和7年度から新学習指導要領に対応した入学者選抜制度の導入を進めた。
- ・ 高等学校等との密な対話・意見交換を目的とし、令和4年度までは、高大連携事業調整会議を実施した。また、令和5年度からは従来実施してきた高大連携事業調整会議の役割を再検討し、当初の目的に加え、相互の連携強化を目的とした「高大連携事業協議会」に改め、高大連携事業の更なる充実を図った。
- ・ 実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため、地域フィールドワークを始め、他大学単位互換等による地域連携型実践教育 (兵庫県、奈良県) や正課外実学教育プログラム、海外研修プログラム等による多様な学びの機会を創出している。
- ・ 学位論文審査基準を明確に定め、学位論文審査報告書様式を改編して公表し、透明性・公平性のある学位論文審査のための体制を強化した。加えて、在学期限内の学位取得を目指し、学位論文指導計画書を作成し、それに基づいた研究指導を実施できる体制を規定した。
- ・ 本学におけるリカレント教育の推進に当たり、全学的な視点での調整を図るため、学長を本部長とする「リカレント教育推進本部」を設置した。
- ・ 障がいのある学生について、必要な配慮をより速やかに実施できるよう、令和4年度に「合理的配慮の提供フロー」について見直しを行い、合理的配慮の申請から、配慮内容の決定、合意形成書の取り交わしまでの期間の短縮を図った。
- ・ 令和4年度以降、休学者・退学者の増加が顕著となったため、休退学を希望する学生に対しては、必要に応じて学生相談室と連携して面談を実施し、適切な原因把握を行うことで学生がより良い選択を行えるよう支援を行った。
- ・ 宮城県内の企業等に対し、本学のインターシップ科目への協力を依頼し、企業等において本学学生のための独自のインターシッププログラムが実現した。

#### 【評価委員会による意見記載欄】

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 1

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標	イ 学士課程
大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1)入学者の受入 イ学士課程	
① 本学が求める学生像、入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。【1】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・アドミッション・ポリシーに基づき、公平・公正な入学者選抜を実施するため、アドミッションセンターが主導し、学生募集要項や試験実施要領の作成、作題・査読プロセスの強化を一貫して行った。また、査読において外部有識者を活用したり、査読全体のプロセスを改善することで、試験運営の安定性を確保し、全ての年度でトラブルなく運営を完了した。令和5・6年度には、社会的要請や教育環境の変化に対応するため、アドミッション・ポリシーの改正を実施した。さらに、令和7・9年度の入学者選抜改革に反映させ、内部質保証システム実施要綱に基づくアドミッション・サイクルの分析を活用し、選抜制度の質向上と試験運営の効率化を推進した。今後も、試験運営の質向上と制度改善を継続し、外部環境の変化にも柔軟に対応しながら、内部質保証体制の強化と選抜方法の見直しを進めていく。①</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 2

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標

イ 学士課程

大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1)入学者の受入 イ 学士課程

① 少子化による18歳人口の減少を踏まえ、高校訪問、入試説明会、オープンキャンパス、ウェブサイト、大学案内パンフレット等により、高校生や外国人留学生等に対する積極的な広報活動を展開することで、本学に高い関心を持つ出願者の確保、本学を第一志望とする意欲ある学生の獲得に努める。【2】

[指標] 本学を第一志望とする入学者数の割合（66%以上/年）

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括

・オープンキャンパスのハイブリッド形式開催、Zoomライブ相談、相談フォーム等を導入することで、受験生との接点を多様化したほか、メールマガジンや進学情報サイトを活用し、メディア露出を積極的に進めることで信頼性とプレゼンスの向上を図った。さらに、探究型学習支援を大幅に拡充し、必修化による需要増に対応したほか、高校訪問や教員との意見交換を積極的に行い、ニーズを把握しつつ大学情報を効果的に発信した。このように入試広報活動と高大連携活動を強化し、出願者及び入学者の維持・確保に努め、第一志望入学者率目標を概ね達成した。今後も広報活動と高大接続を一層効果的に推進し、受験生や関係者とのエンゲージメントを深めることを目指す。

IV

① 以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 3

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標	イ 学士課程
大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）	
第1教育研究	1教育 (1)入学者の受入 イ学士課程
① 大学入学共通テストの導入、新学習指導要領への対応等、国の入試改革の動向や、入試データや入学後の成績等、入学者に関する多面的なデータ分析を踏まえながら、必要に応じて入学者選抜制度の見直しや改善を図る。【3】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・公立大学法人宮城大学内部質保証システム実施要綱に基づき、出願動向や採点結果等を分析した上で、令和7年度から新学習指導要領に対応した入学者選抜制度の導入を進めた。これまでの入学者選抜制度の見直しと改善の成果として、総合型選抜や記述式総合問題「論説」が文部科学省により「好事例」として評価され、高校との連携強化を通じた探究型学習支援の事例が、他大学の参考となる高大接続のモデルケースとして評価された。持続可能な選抜制度の構築に向け、今後も柔軟かつ適切に検討を続けていく。（①）</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 4

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標	イ 学士課程
大学の理念や学群ごとの教育目標等に基づいた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）や大学の教育研究成果を広く受験生などに発信し、学力及び意欲が高く、適性に優れた学生を幅広く確保する。また、入学者選抜に関するデータを分析・活用するほか、高等学校など社会のニーズを踏まえた適切な入学選抜方法を整備する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1) 入学者の受入 イ 学士課程	
① 社会のニーズや国における高大接続に関する議論を踏まえ、高校生や地域社会にとって身近な宮城大学にするとともに、② 高等学校と大学に携わる教職員が相互に指導力を高め合うことで地域貢献に寄与する人材を育成する。【4】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高大連携推進室を中心とし、高大連携事業の全学的な運営体制を継続し、高校から大学への継ぎ目のない接続を実現できるよう、各種高大連携事業を実施することにより、県内を中心とする高大ネットワークの拡充を図った。（①②）</li> <li>・ 高等学校等との密な対話・意見交換を目的とし、令和4年度までは、高大連携事業調整会議を実施した。また、令和5年度からは従来実施してきた高大連携事業調整会議の役割を再検討し、当初の目的に加え、相互の連携強化を目的とした「高大連携事業協議会」に改め、高大連携事業の更なる充実を図った。併せて、高校・大学相互の課題を議論・解決する研究会（FD）を毎年実施し、教職員の指導力向上を図った。（②）</li> <li>・ 大学での学びに触れ、深い学びを通じて自己の進路意識を高めることを目的としたアカデミック・インターンシップを毎年開催し、高校生に宮城大学を身近に体験できる機会を提供した。また、実施内容を毎年見直し、改善を重ねることで、プログラムの質向上を図った。（①）</li> <li>・ 高等学校等からの依頼による大学見学や出前講義、探究型学習の指導支援及び高校教員向け研修会を先方のニーズに柔軟に対応しながら、着実に実行・開催しており、効果的な教育と指導支援の体制を整えることができている状況にあるため、引き続き体制の継続に努める。（①②）</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 5

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標	□ 大学院課程
アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について、学群卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また、病院・企業・自治体など社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜方法を整備し、定員充足率の向上を図る。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1)入学者の受入 □大学院課程	
①博士前期課程及び博士後期課程のそれぞれについて、本学が求める学生像、入学者に求める能力及びその評価方法等を示したアドミッション・ポリシーに基づいた公平かつ公正な入学者選抜試験を実施する。【5】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・アドミッションセンターを中心に、全学的な入試運営体制を一層強化し、安定した試験実施と選抜方法の適切性向上に努めてきた。運営体制の強化と安定した実施においては、アドミッションセンター正副センター長のリーダーシップのもと、各研究科と連携して試験実施要領や学生募集要項の作成、作題及び査読のプロセスを適切に運営した。その結果、4年間を通じて入試ミスの発生はなく、安定した入試運営が実現した。選抜方法の適切性向上においては、事業構想学研究科博士前期課程のアドミッション・ポリシーの改正、試験科目見直しを行い、受験生にとってより柔軟で公平な選抜環境を提供することに努めた。今後も、運営の質向上と選抜方法の改善を継続的に推進し、受験生及び社会からの信頼を更に高めていく。①</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 6

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(1) 入学者受入方針・入学者選抜に関する目標	□ 大学院課程
アドミッション・ポリシーに適合し、高度な実践能力及び研究能力の習得を目指す意欲あふれる人材について、学群卒業生や社会人など多様な分野からの受入れを推進する。また、病院・企業・自治体など社会のニーズを踏まえた適切な入学者選抜方法を整備し、定員充足率の向上を図る。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 1教育 (1)入学者の受入 □大学院課程	
①定員充足率向上のために、各研究科の教育内容を踏まえた入学者選抜制度の見直しを行うとともに、②自治体派遣枠の活用、企業からの派遣受入、リカレント教育の必要性等をアピールする自治体や関係機関への訪問説明、大学院進学の魅力をも可視化したウェブサイト等の充実等、大学院独自の広報活動を強化する。【6】	
[指標] 大学院定員の充足（100% 令和8年度）	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・大学院定員の充足率向上に向け、それぞれの研究科でウェブサイトをはじめとする各種媒体を使った広報活動を拡充して進学者の発掘に努めた。また、学内外において進学説明会（入試相談会）を開催するなど、対面での情報提供も積極的に行ってきた。令和3年度、4年度はコロナ禍の影響を強く受けたものの、令和6年度までにはその影響も低減され、進学指導や広報活動の成果として進学者の増加につながってきた。また、社会人大学院生の受入れについても積極的に対応し、実際の進学者確保にもつながってきた。一方で、食産業学研究科では、令和4年度、5年度の内部進学者が多かったものの、その後は減少しており、安定して進学者を発掘して育成できる環境を引き続き整備する必要がある。食産業学研究科に加えて、看護学研究科と事業構想学研究科においても、定員充足のために引き続き丁寧な情報発信を行っていく必要がある。（①②）</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が不透明であると評価する。</p>	II

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 7

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(2) 教育の内容等に関する目標	イ 学士課程
高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。 教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。 基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。 大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2)教育の内容等 イ学士課程	
① 本学の理念及び各学群の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。② また、学修成果把握のための評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに、③ 教学IRの導入を進め、それらに基づく組織的な教育成果の点検・評価と改善を着実に進める。【7】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・平成29年度カリキュラムにおける3ポリシーについての学修成果評価に基づき、令和4年度カリキュラムにおける、本学の理念及び各学群の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、それらに則った各教育課程の体系化を確認した。令和4年度から、新カリキュラムの系統的な教育運営を開始し、令和7年度までの移行期において、カリキュラムセンターで横断的に管理しながら、各教育課程を着実に運営している。</p> <p>①</p> <p>・令和3年度に「宮城大学教学アセスメントプラン」を定め、本学独自の可視化ツールを作成し、学修成果を各学群及びカリキュラムセンターで評価・共有している。また、本プラン及び可視化された学修成果は本学ホームページに公開している。このように、大学レベル、各教育課程レベルにおいて、教育改善を実施する体制も整い、定着している。3年間の評価により、学修成果の客観的評価と継続評価を行う課題が挙がり、令和6年度にFDを実施し、評価基準や方法の見直しを行っている。②</p> <p>・令和4年度に情報戦略推進会議及び情報戦略推進室を設置し、効果的なエンrollmentマネジメントを実現するために、令和6年度に統合IRシステムを整えた。令和7年度は本システムを活用した分析の仕組みを構築し、その活用を通じた令和4年度カリキュラムの教育成果の評価を行い、予定されている令和9年度カリキュラム改編へ向けた改善を着実に進める計画にある。③</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込みが十分であると評価する。</p>	III

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
<p>県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。</p>	
(2) 教育の内容等に関する目標	イ 学士課程
<p>高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。</p> <p>教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。</p> <p>基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。</p> <p>また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。</p> <p>大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。</p>	
※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。	

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）	
第1 教育研究	1 教育 (2) 教育の内容等 イ 学士課程
<p>①幅広い教養を身につけ主体的に学ぶ力、コミュニケーション力を培う基盤教育と、各学群で展開される専門教育を有機的に結び付け、それらの連続性を高めた学修効果の高いカリキュラムを提供する。②また、実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため、地域フィールドワークや実学教育プログラム、海外研修プログラム等による多様な学びの機会を提供する。③教育のデジタル化を推進するため、遠隔授業システムや学修管理システム等の整備・連携と円滑な運用を行い、それらを効果的に活用した授業の展開を図るとともに、④対面授業の効果的な実施、アクティブ・ラーニングの活用、ラーニング・コミュニティの整備・活用により、学生の主体的かつ対話的な学びのサポートを強化する。⑤より効果的な教育を実現するための学年暦・時間割の在り方を検討し、その効果的な編成・運用に努める。【8】</p> <p>[指標] 期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数（210人 令和8年度）</p> <p>[指標] 地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（平均A:85点以上 令和8年度）</p>	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・令和4年度カリキュラムでは、幅広い教養を身につけ主体的に学ぶ力、コミュニケーション力を培う基盤教育と、各学群で展開される専門教育を有機的に結び付け、それらの連続性を高めた学修効果の高いカリキュラムを構成した。令和10年度カリキュラムに向けて基盤教育の評価と4年間を通じた基盤教育の検討を開始している。</p> <p>①</p> <p>・実学教育で必要とされる高度な技術力・実践力・語学力の修得を効果的に進めるため、地域フィールドワークを始め、他大学単位互換等による地域連携型実践教育（兵庫県、奈良県）や正課外実学教育プログラム、海外研修プログラム等による多様な学びの機会を創出している。②</p> <p>[指標] 期間中の地域連携型実践教育科目履修者（アソシエイト取得者）総数（123人/210人令和8年度）</p> <p>[指標] 地域連携型実践教育科目履修者の自己評価（平均88点/平均A:85点以上令和8年度）</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症蔓延渦中においても、オンライン等で継続的に開講しており、海外研修プログラムへの参加者数も戻りつつある。しかし、経済的支援体制の整備が課題になっている。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症禍で加速した教育のデジタル化を継続的に推進するため、遠隔授業システムや学修統合管理システム等の整備・連携と円滑な運用を行い、それらを効果的に利活用した授業の展開を図り、対面授業に見合う学修成果も授業評価や成績評価等で確認できている。また、遠隔授業実施に関する申合せを新たに設置し、期待される学修成果をカリキュラムセンターで確認し審議・承認する体制にすることで、遠隔授業の質保証に努めている。③</p> <p>・対面授業や遠隔ツールを利活用した、効果的なアクティブ・ラーニングプログラムや教材の活用、ラーニング・コミュニティの整備・活用により、学生の主体的かつ対話的な学びのサポートを強化している。④</p> <p>・より効果的な教育を実現するための学年暦・時間割の在り方について、学生の学習行動調査や満足度調査、授業評価等の評価に基づき、全学的な学事暦の調整や、100分授業等の時間割についてFDを通して検討し、効果的な編成の検討を続けている。これらは、令和10年度カリキュラム改編計画に合わせて、令和7年度に実質的な検討を行う予定である。また、今後、社会人基礎力の底上げのための正課外学習等、学生の主体的かつ対話的なコミュニティ機能を強化し、効果的な実学教育を実現するための学習システムの編成・運用に努める。⑤</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込みが十分にあると評価する。</p>	III

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
<p>県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。</p>	
(2) 教育の内容等に関する目標	イ 学士課程
<p>高度な実学を身につけた実践的人材の養成という教育理念のもと、人間性豊かで、グローバルな視点を備えた、Society 5.0の実現や、地域社会の発展に貢献できる人材を養成する。</p> <p>教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準を用いて、それぞれの学生の学修到達度を測定し、厳正な成績評価を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IR（Institutional Research）の導入を進める。</p> <p>基盤教育においては、自立した人間として必要な総合力形成の基礎となる教養教育を充実する。専門教育においては、基盤教育との連携を重視した上で、地域社会のニーズに対応し、かつ、各学群の教育目標や特色を生かした教育課程を編成する。また、アクティブ・ラーニング等により、実践的な教育や少人数教育によるきめ細かな教育を行うなど、学生の勉学意欲や理解度の向上につながる、最も効果的な教育方法を工夫する。</p> <p>大学教育のデジタル化を推進し、遠隔授業を組み合わせた新しい講義形式のあり方を検討するとともに、大学間の連携をより一層推進する。また、対面による活動がもたらす教育効果を再確認し、その効果的活用を図る。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2)教育の内容等 イ学士課程	
<p>①学生の多様な学修ニーズに応えるために、国際社会や地域社会、科学技術、情報通信の動向及び新たな社会課題を踏まえ、かつ本学の強みや特色を生かした実践的な教育プログラム（正課外のプログラムを含む）を各学群やラーニングコモンズ、デザイン研究棟等で展開し、地域や世界においてイノベーションをデザインできる人材を育成する。②また、意欲と能力にあふれた学生を対象に、起業家精神（アントレプレナーシップ）の育成や大学院課程との接続性を考慮した専門性を深める学修機会の提供を図る。③情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用し、地域や産業界、他大学・研究機関等との連携による効果的な教育プログラムを展開する。【9】</p>	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・No8記載事項に加えて、令和6年度に、フレッシュマンコア科目：データサイエンス関連科目について、文部科学省「数理・データサイエンス・AI教育プログラム（リテラシーレベル）」の認定を受けた。リテラシーの底上げや関心の高い学生への資格取得を支援する正課外学習プログラムの提供を開始した。今後、その成果を確認し、入学前教育からの基礎力向上を検討する課題がある。①</p> <p>・意欲と能力にあふれた学生を対象に、起業家精神（アントレプレナーシップ）の育成や大学院課程との接続性を考慮した専門性を深める学修機会を発展的に提供している。令和4年度カリキュラムでのコミュニティプランナー科目の修了生を令和6年度に31名輩出している。各学群の専門性を深め発展させる正課外学習プログラムも再開され、学生の満足度や学習到達度が高いことも確認できる。②</p> <p>・情報通信ネットワークを介した遠隔授業等を活用し、地域や産業界、他大学・研究機関等との連携による効果的な教育プログラムを展開している。特に、令和4年度より開始したDXリスキリングプログラムは社会人や地域住民を対象としてきているが、今後、大学生、大学院生向けのプログラムとして、実社会で即時的に活用できる専門的実践力の獲得となる発展的な計画があり、着実に運用実施できるよう体制を整備し、プログラム成果を確認する課題がある。③</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

■中期計画番号 10

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(2) 教育の内容等に関する目標

ロ 大学院課程

地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。

教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。

学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。

また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2)教育の内容等 ロ大学院課程

① 本学の理念及び各研究科の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを明確に定め、その実現のための体系的な教育課程を編成・実施する。② また、学位論文審査基準を公表し、透明性・公平性のある学位論文審査のための体制強化を進める。【10】

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括

・令和6年度に本学の理念及び各研究科の目的に基づくディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについて、全学共通ポリシーを再構成した上で、各研究科ポリシーとの一貫性を確保した。そして、各研究科ポリシーを実現するための体系的な教育課程及び前期課程から後期課程への接続性を踏まえた編成について、学修成果の評価を基に確認し、一部改編を積み重ねている。(①)

・学位論文審査基準を明確に定め、学位論文審査報告書様式を改編して公表し、透明性・公平性のある学位論文審査のための体制を強化した。加えて、在学期限内の学位取得を目指し、学位論文指導計画書を作成し、それに基づいた研究指導を実施できる体制を規定した。また、令和6年度には、各研究科の研究指導や学位論文審査のプロセスの規定とその公表状況についてカリキュラムセンターで点検し、適切な学生への周知徹底と論文審査を継続的に実施できる体制を整備した。今後、これらが機能しているか、学修成果に基づき評価する課題がある。(②)

以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。

III

<p>■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）</p>	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
<p>【重点目標】</p> <p>県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。</p>	
(2) 教育の内容等に関する目標	ロ 大学院課程
<p>地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

<p>■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2)教育の内容等 ロ大学院課程</p>	
<p>①教育内容や学修成果の評価・可視化の方法をアセスメントプランとして定めるとともに、②教学IRの導入を進め、それらに基づく点検・評価と教育内容の改善を着実に進める。【11】</p>	

<p>中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括</p>	
<p>・令和3年度に「宮城大学教学アセスメントプラン」を定め、本学独自の可視化ツールを作成し、学修成果を各学群及びカリキュラムセンターで評価・共有している。このように、大学レベル、各教育課程レベルにおいて、教育改善を実施する体制も整い、定着している。3年間の評価により、評価基準の不明確さと客観的評価を行う課題が挙がり、令和6年度はポリシーの改編を実施した。令和7年度以降は、評価基準や客観的評価方法の見直しを行う計画にある。(1)</p> <p>・情報戦略推進室では研究科に関するいくつかのデータを収集し、統合IRシステムを整えた。しかし、教学IRの導入については計画立案している段階にある。教育研究等評価委員会によるPDCAサイクル、教学アセスメントプランに基づく点検・評価と教育内容の改善は着実に進み、カリキュラムセンター、各研究科にて共有され、授業改善につなげる体制は定着している。(2)</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

■中期計画番号 12

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
<p>県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。</p>	
(2) 教育の内容等に関する目標	□ 大学院課程
<p>地域の高度人材養成機関として、先端的な専門知識・技術を備え、研究的視点を持った高度専門職業人及び自立的・独創的な研究能力を持つ研究者を養成する。また、大学院に進学した学生の修了後の進路も見据え、地域社会の需要を踏まえた人材育成に取り組む。教育の実施においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを明確に定め、これに基づいた学位授与、教育課程の編成・実施を図るとともに、学修成果の把握に努める。また、公平で透明性のある評価基準による厳正な成績評価及び透明性・客観性のある学位論文等審査を行う。併せて、それらの取組の検証・改善を組織的に実施する体制の整備や教学IRの導入を進める。学士課程における教育を基礎とし、当該教育との関係に配慮しながら、地域社会のニーズに対応した高度専門職業人の養成はもとより、リカレント教育など、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会の充実が図れるよう、各研究科の教育目標等に適合した教育課程を編成する。</p> <p>また、高度な実学教育を実現するための教育・研究指導の体制を整備の上、地域貢献の視点を踏まえて、効果的な教育方法を工夫する。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (2)教育の内容等 □大学院課程	
<p>①大学院の魅力をもっと高めるため、将来の国際社会や地域社会、科学技術の進展、情報表現技術の動向及び新たな社会課題を見据えた高度な実学教育の実現に向けた大学院教育の再構築を行う。②また、社会人のリカレント教育の充実に向けた教育プログラムを展開する。【12】</p>	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・大学院の魅力をもっと高めるため、将来の国際社会や地域社会、科学技術の進展、情報表現技術の動向及び新たな社会課題を時機を逃さず捉え、高度な実学教育の実現に向けた授業内容の改善やカリキュラム改編を各研究科で実施している。また、学生定数充足のための広報活動や各研究科における魅力ある研究や教育成果の公表等の工夫により、大学院定数を徐々に充足しつつある。(①)</p> <p>・社会人のリカレント教育の充実に向けて、学群で令和4年度から開始したリスキリングプログラムの大学院教育への拡充の計画がある。また、社会人大学院生が学びやすい環境や支援についての整備、産学共同研究の推進を実施している。(②)</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

■中期計画番号 13

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(3) 教育の実施体制等に関する目標	イ 教育研究組織
基盤教育、各学群及び各研究科の教育課程や学生数に対応した教員組織を編成する。また、国際交流や地域連携の推進など、教育の支援や産学連携活動の強化に必要な体制を整備する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (3)教育の実施体制等 イ教育研究組織	
①学群・研究科や各委員会・センターなどの教育研究組織が、本学の理念・目的に適合した組織体制となっているかを不断に検証するとともに、教育研究の動向、社会的要請などの本学を取り巻く教育研究環境等に適合したものになるよう改善を図る。【13】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究推進と地域との共創を一元的に推進する組織として研究推進・地域未来共創センターを設置し、本学の研究力を強化するため学内の研究環境の整備や研究プロジェクトの企画、学内外との調整、外部資金獲得の支援を行うとともに、自治体等の地域課題に対して、本学の研究シーズをマッチングするなどして課題解決に向けた支援に努めた。①</li> <li>・本学の経営及び教学に関する意思決定の支援及びその実現に必要な学内情報のデジタル化と可視化の推進を目的とした「情報戦略推進会議」及び「情報戦略推進室」を設置し、情報戦略推進基本計画等を定め、エンrollmentマネジメント分析を進めるための統合IRシステムを構築した。①</li> <li>・本学におけるリカレント教育の推進に当たり、全学的な視点での調整を図るため、学長を本部長とする「リカレント教育推進本部」を設置した。①</li> <li>・大学業務の自律的かつ効果的な運営を確保し、教育研究等の質の保証と向上を図ることを目的として、新たに「教育研究等評価委員会」を設置し、教育研究活動等の点検、評価及び改善を継続的に推進することとした。①</li> <li>・引き続き、検証を重ねながら、大学の理念・目的に適合し、社会変革に対応した組織体制となるよう必要な見直しを行っていくものとする。①</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 14

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】  
 県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

□ 教員・教員組織

授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。  
 また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (3)教育の実施体制等 □教員・教員組織

① 本学が求める教員像や各学群・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示した上で、教育研究活動を展開するために必要な教員を適切に配置する。② 教員の募集、採用、昇任等に当たっては、これらの基準及び手続きを明確にした上で、年齢、性別、国際性等のバランスにも配慮し、公募により選考する。③ また、学系組織の実質化を進め、教育研究の活性化を図る。【14】

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括

・各学群・研究科で策定した編成方針等を踏まえ、専任教員の配置を行った上で、科目担当の充足が困難で、教育の質保証の観点から必要と認められる場合には、特任教員や非常勤講師を配置するなど、科目担当教員の配置に関する指針を定め、適正な配置を行った。(1)  
 ・各学群・研究科において、採用等に係る選考基準を明確に定めるとともに、将来構想との整合性や、求める教員像を明確にした人事計画書を作成し、理事会議決を経て公募により選考を行った。採用予定者の決定に当たっては、学群及び教員人事委員会での選考、理事会審議を経るなど、教員人事規程に基づく厳正な選考手続により、採用予定者等を決定した。(2)  
 ・「本学が求める教員像」の明確化や、学系組織の所掌事項について整理を図った。(1)(3)  
 ・引き続き、教員組織の編成方針等を踏まえた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員の確保を図りつつ、必要に応じて特任教員や非常勤講師の適切な配置により教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むものとする。  
 以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。

III

■中期計画番号 15

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(3) 教育の実施体制等に関する目標	□ 教員・教員組織
授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。	
また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (3)教育の実施体制等 □教員・教員組織	
①専任教員の教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し、その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに、大学全体の質の向上と高度化に資するため、教員評価を行う。②また、教員の年俸制の導入について、引き続き検討する。【15】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・教員評価要綱に基づき、教員の教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の各活動に係る教員評価を実施し、活動の改善と自己研鑽を促すとともに、評価結果を勤勉手当の成績率に反映することにより、教員のモチベーション向上を図った。また、各学群・群から選任された教員で組織する「教員評価制度検討委員会」において、教員評価の実施に併せて各教員から寄せられた意見や要望等の検討を毎年度複数回実施し、必要に応じて教員評価制度の改正を行うなど、評価制度における公平性の確保、評価の透明性の向上等に継続して努めた。また、他大学の給与制度について情報収集を図るなど、慎重に検討を継続した。引き続き、教員評価等の実施により教育活動の質の向上と高度化に努めるとともに、給与制度について他大学の情報等を注視しつつ必要に応じて検討を行っていくものとする。(1)(2)</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
<p>県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。</p>	
(3) 教育の実施体制等に関する目標	□ 教員・教員組織
<p>授業科目の内容に応じた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員を、年齢、性別、国際性等のバランスに配慮しながら、採用・配置する。</p> <p>また、教育活動の質の向上を図るため、教員評価、学生による授業評価やFD（教員の集団教育研修）等を着実に実施するとともに、学修成果の把握及び可視化により得られた情報を生かして教育の改善を図るなど、教員の教育能力向上を推進する。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (3)教育の実施体制等 □教員・教員組織	
<p>①本学が目指す教育を提供するために望ましい教員像を明確にするとともに、②その育成及び自己研鑽の機会として、組織的かつ体系的にファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントを実施する。【16】</p>	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・令和6年度に、本学が目指す教育を提供するために望ましい教員像及び職員像、教育研究実施組織の編成方針を定め、大学ホームページで公開している。（①）</p> <p>・本学が目指す教育研究を実施する教職員の育成及び自己研鑽の機会として、組織的かつ体系的にファカルティ・ディベロップメント、スタッフ・ディベロップメントをカリキュラムセンターの管理の元で実施している。ハイブリッド、遠隔等の研修方法を工夫することで講師招聘も容易になり、参加者数の定着化、研修テーマも焦点化され、研修件数も増加している。新たな時代の高等教育の実現を目指したマクロ、ミドル、マイクロレベルの各FD/SDの体系化を強化し、教職員の教育・研究力、協働的運営力の向上の成果の可視化と評価が課題である。（②）</p> <p>以上のことから、中期計画を大幅に上回って実施していると評価する。</p>	IV

■中期計画番号 17

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

【重点目標】

県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。

(4) 学生への支援に関する目標

イ 学修・生活支援

学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心して送ることができる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。

また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。

※英数字は半角で、「読点」は「・」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4) 学生への支援 イ学修・生活支援

① 学生が安心して学生生活を過ごし、学修や課外活動に励むことができるよう、学修支援方針等に基づいて、適切な学修支援、生活支援を行っていく。② 特に学修困難学生については早期発見に努め、適切な対応を行う。【17】

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括

・令和3年度から令和4年度にかけ、新型コロナウイルス感染症対策に注力し、教室での社会的距離の確保や、換気対応、マスクの着用指導、職員による見回りを実施したほか、チャットボットを活用して、学生の出席停止に係る手続き等について分かりやすく整理を行った。また、健康支援室では、オリエンテーション等で感染予防の指導を行ったほか、ワクチン接種に関する不安への対応を行い、学修環境の維持に努めた。①

・ALCS学修行動比較調査の回答率について、令和3年度には回答率が57.4%であったのに対し、教員と事務局の連携による呼びかけや、回答依頼メールの自動送信化により、令和4年度には78.4%、令和5年度には89.5%、令和6年度には72%となった。令和6年度には回答率が低下したものの、同調査の他大学の回答率と比べると依然高い水準にあり、より精度の高い調査結果が得られたことで、適切な改善に繋がった。①

・令和4年度から、新入生の仲間づくりと宮城大生としてのアイデンティティ形成を目的として、コンボケーションデイを開催した。令和5年度、6年度においては、春にブラインドサッカー選手との交流・競技体験を通じて他者への思いやりや、声かけによるコミュニケーションの重要性を学び、秋には食をテーマとした複数の企画に両キャンパスの学生が協力して取り組むことで、多様性や協調性の重要性を学んだ。①

・サークル活動等の正課外活動については、コロナ禍で活動が限定的とならざるを得ない状況があったが、感染予防対策が適切に計画されているか随時確認を行う等、感染に配慮した活動の支援を行った。令和5年度以降については徐々に社会的な制限が緩和されたことにより、正課外活動も活発化していったが、コロナ禍前の水準には及んでいない状況もあり、学生団体の知名度向上や連帯感の強化、資金調達を目的として、「Miyagi University Giving Campaign 2024」を開催し、参加した4団体が423名分の応援票のほか、212千円の企業協賛金・個人寄附金を獲得した。①

・障がいや心身の健康に不安を持つ学生については、各学群のWGが中心となって、カウンセラーや保健指導員、事務局と情報を共有し、合理的配慮の申請に対して、当該学生と関係者との建設的な対話に基づき、適切な配慮の作成・提供を行った。②

・学修困難な状況に陥っている学生を早期に発見し、適切な対応を行うため、基盤科目の欠席回数が2回になった時点で各学群のWGと情報を共有し、適切な対応を行う体制を構築した。②

以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。

III

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(4) 学生への支援に関する目標	イ 学修・生活支援
学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心できる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。 また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4)学生への支援 イ学修・生活支援	
①学生が心身の健康を維持・増進していけるよう適切な支援を行う。②障害のある学生、外国人留学生、LGBTQ+など多様な学生の学修・学生生活について適切な支援を行う。③特に障害のある学生については合理的配慮を行う。④全学生を対象に、人々の多様性を受け入れる態度の醸成を図る。【18】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度から令和4年度にかけ、新型コロナウイルス感染症対策に注力し、教室での社会的距離の確保や、換気対応、マスクの着用指導、職員による見回りを実施したほか、チャットボットを活用して、学生の出席停止に係る手続き等について分かりやすく整理を行った。また、健康支援室では、オリエンテーション等で感染予防の指導を行ったほか、ワクチン接種に関する不安への対応を行い、学修環境の維持に努めた。(1)【No.17再掲】</li> <li>令和4年度から、学生相談室では心身の不調を早期に発見するため、新入生向けアンケートや全学対象のストレスセルフチェックを実施したほか、不安やストレス等の問題に対するセルフケアについて配信を行い、情報提供を行った。また、禁煙教育として禁煙セミナーを開催し、喫煙歴のある学生には禁煙指導を実施した。(1)</li> <li>障がいのある学生、外国人留学生、LGBTQ+など多様な学生の学修・学生生活について適切な支援を行うため、事業構想学群では令和4年度からスタートアップセミナーでの担任制を導入し、学生一人一人に対する支援体制の強化を行った。同じく令和4年度には、発達障害の学生への理解を深めるためFDを開催し、教職員への啓蒙を行ったほか、学生相談室ではジェンダー問題に関する理解増進を目的とした配信を実施した。令和6年度には障害のある学生に対する学修支援やキャリア支援のあり方を検討するため、SSC・CIC共催でFDを開催し、先進的な取組事例の共有を図った。(2)</li> <li>令和4年度以降、休学者・退学者の増加が顕著となったため、休退学を希望する学生に対しては、必要に応じて学生相談室と連携して面談を実施し、適切な原因把握を行うことで学生がより良い選択を行えるよう支援を行った。(1、2)</li> <li>障がいのある学生について、必要な配慮をより速やかに実施できるよう、令和4年度に「合理的配慮の提供フロー」について見直しを行い、合理的配慮の申請から、配慮内容の決定、合意形成書の取り交わしまでの期間の短縮を図った。(3)</li> <li>学生の多様性を尊重する態度の醸成を目的として、令和5年度と6年度のコンボケーションデイにおいて、春にブラインドサッカー体験を、秋には他学群の学生の視点や食の多様性に触れるグループ活動を実施した。(4)</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分であると評価する。</p>	III

■中期計画番号 19

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(4) 学生への支援に関する目標	イ 学修・生活支援
学生が自己の学修成果を的確に把握することにより、更に深度のある主体的な学びにつながるよう支援を行うとともに、健康で充実した学生生活を安心して送ることができる環境で送ることができるよう、相談体制の強化、健康管理や課外活動の支援を行う。さらに、経済的に安定した環境で学修できるよう、負担軽減制度の適切な運用に努める。	
また、多様な学生が集まるキャンパスの実現に向けて、社会人の様々なニーズにも対応した教育機会の充実や、大学のグローバル化が図られるよう、地域や産業界とも連携しながら、社会人・留学生等の多様な学力・進路に対応した教育プログラムを用意するなど、学びやすい環境と支援体制を整備する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4)学生への支援 イ学修・生活支援	
①国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度、各種奨学金制度の紹介など、経済的に問題を抱える学生への支援を行う。【19】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大による学生の経済状況悪化を鑑み、令和2年度から令和5年度にかけて、特例により授業料の納付期日を遅らせる対応を行った。(①)</li> <li>・修学支援制度や本学独自の授業料減免制度については、適時・適切な案内を行い、学生への支援を行った。(①)</li> <li>・日本学生支援機構奨学金についても説明会を複数回実施したほか、個別の説明も随時行った。また、卒業まで支援が継続されるよう、警告を受けた学生に対し、学群と協力し、面談等必要な対応を実施した。(①)</li> <li>・納付が遅れがちな学生については教職員で情報を共有し、個別に面談や訪問を行うなど、必要な対応を行った。(①)</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 20

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(4) 学生への支援に関する目標	ロ キャリア形成支援
希望する進路を実現するため、学生へのきめ細かな就職支援や進学指導を行う。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4)学生への支援 ロキャリア形成支援	
①企業や自治体、医療機関等が求める人材や学生の価値観・就労観の多様化に対応し、学生自らが希望する進路において必要とされる資質や能力を意識し、主体的かつ自律して行動できるようなキャリア形成支援を実施する。②また、学生の特性に合わせた個別支援も強化することで、不本意な就職等を削減する。③地域の企業や医療機関等との連携を更に拡充し、関連する地域情報を提供するほか、卒業・修了者のUターン支援や公務員試験対策などを充実させて県内定着を促進する。【20】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・学生が将来の進路について考え、地域社会から求められる能力の向上に自律的に取り組むよう、関連科目及び正課外の学内セミナー等において、学生に価値観や就労観を意識させる機会を定期的に設けた。(①)</p> <p>・キャリア開発室において、学生一人ひとりと面談を行い、個性や適性を活かした進路選択を支援するとともに、希望する進路の実現に向けた選考対策支援を行った。(②)</p> <p>・宮城県内の企業や医療機関、行政機関等と連携し、地域社会に貢献する働き方に係る情報を学生へ定期的に提供するほか、学内で説明会を実施するなど、企業等と学生との接点を作る取組を行った。また、国家資格試験や公務員試験に係る対策支援を行い、宮城県内の医療機関や行政機関へ多くの学生を輩出した。(③)</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 21

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	1 教育に関する目標
【重点目標】	
県内はもとより全国から優秀な学生を受け入れ、高度な実学による教育を行うことで実践力を養うとともに、教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むほか、教員の教育力向上を図ることにより、学生の学修の達成度と満足度を向上させるとともに、豊かな知性や感性、自立した人間として力強く生きていくための総合的な力を高める基礎となる教養や知識を身につけ、グローバルな視点も備えた質の高い人材を育成し、地域社会に輩出する。	
(4) 学生への支援に関する目標	ロ キャリア形成支援
希望する進路を実現するため、学生へのきめ細かな就職支援や進学指導を行う。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第1教育研究 1教育 (4)学生への支援 ロキャリア形成支援	
① 本学独自の実践的インターンシップなどを活用し、環境変化に柔軟に対応できる人間力の育成を図るとともに、② 地域社会の「価値創出」にも資する教育プログラムの更なる発展に向けて、企業や自治体、医療機関等との情報交換・連携の充実を図る。【21】	
[指標] 卒業生就職率 (100%/年)	
[指標] 看護師国家試験新卒合格率 (100%/年)	
[指標] 保健師国家試験新卒合格率 (100%/年) (※【20】【21】を合わせたロ キャリア形成支援 全体の指標)	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県内の企業等に対し、本学のインターシップ科目への協力を依頼し、企業等において本学学生のための独自のインターシッププログラムが実現した。(①)</li> <li>宮城県内の企業等で行われたインターシップの内容や学生の経験談を動画教材として記録し、学生へ共有することで、自宅にいながら企業等の業務内容やキャリア形成の方法を学ぶことができるプログラムを提供した。(①)</li> <li>宮城県内の企業等と連携し、バスツアー等の機会を設けることで、企業等へのインターシップ参加を促進した。(②)</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第1 教育研究の質の向上	<b>【重点目標】</b> 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。
2 研究に関する目標	

**全体的な状況**

優れた研究成果の創出に向け、学内の競争的研究費の制度の見直しや研究成果公開促進助成制度の新設による制度面からの支援だけでなく、研究データ管理・公開ポリシーの策定や関係規程の整備により、社会や時代の要請に応える研究実施体制の基盤を整備した。また、研究・共創フォーラムの実施内容を見直し「自治体や企業等に本学の研究シーズを紹介する場」として社会の要請に応じた研究の推進を図る等、多様な支援策により研究活動の進展を図っている。今後は、ITツール等の利用により、企業等との連携状況や研究者情報を戦略的な研究支援に活用し、更なる研究力の強化を進める。

**教育研究の質の向上（研究に関する目標）に関する特記事項**

- 1 **特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）**
  - ・ 中期計画期間にJSTの大型受託研究を獲得するなど、本学の研究推進基盤を大きく拡大させることにつながった。本事業を通じてみちのくアカデミア発スタートアッププラットフォーム（MASP）に参画し、大学発スタートアップの創出に向けた環境整備、知的財産の形成も加速が進んでいる。一方で拡大した研究推進基盤を維持・拡大していくための人材育成や業務内容・手順の見直し等、さらなる効率化、充実化が新たな課題として生じてきており、デジタル技術等を活用した研究支援の高度化・効率化が新たに求められている。
  
- 2 **特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組**
  - ・ 研究成果の発表については、「宮城大学研究・共創フォーラム」の実施内容を見直し、自治体や企業等との連携による研究活動の進展を図った。
  - ・ オープンサイエンスの潮流を踏まえ新設した「研究成果公開促進助成制度」による支援等を行い、確実に各年度における研究成果発表件数の目標を達成している。
  
- 3 **過年度との数値による実績対比が可能な事項**
  - ・ [指標] 教員一人あたりの研究成果発表件数（2件/年 令和8年度） 附属資料27ページ参照
  - ・ [指標] 外部資金獲得総額（23,600千円/令和8年） 附属資料28ページ参照
  
- 4 **遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）**
  - ・ なし
  
- 5 **その他、法人が積極的に実施した取組**
  - ・ シーズ展示イベントへの出展をきっかけに地元企業との協働プロジェクトを実施する等、地域社会のニーズに対応した研究を推進している。

**【評価委員会による意見記載欄】**

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 22

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	2 研究に関する目標
【重点目標】	
地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。	
社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）	
第1教育研究	2研究
①創造性・卓越性に優れた研究成果の創出に向けた取組を行うとともに、②学系横断的な専門分野の融合など本学ならではの優位性・独自性を有する研究を推進する。③また、社会や時代の要請を的確に把握しながら、実践的な研究に取り組むとともに、世界及び地域に貢献する研究を推進し、その発展に寄与する。【22】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・優れた研究成果の創出に向け、学内の競争的研究費の制度の見直しや研究成果公開促進助成制度の新設による制度面からの支援だけでなく、研究データ管理・公開ポリシーの策定や関係規程の整備により、社会や時代の要請に応える研究実施体制の基盤を整備した。また、研究・共創フォーラムの実施内容を見直し「自治体や企業等に本学の研究シーズを紹介する場」として社会の要請に応じた研究の推進を図る等、多様な支援策により研究活動の進展を図っている。今後は、ITツール等の利用により、企業等との連携状況や研究者情報を戦略的な研究支援に活用し、更なる研究力の強化を進める。（①②③）</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 23

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	2 研究に関する目標
【重点目標】 地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。	
社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 2研究	
①積極的に国内外の学術誌への論文掲載や学会での発表を推進し、研究成果を発信する。【23】 〔指標〕 教員一人あたりの研究成果発表件数(2件/年 令和8年度)	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・研究成果の発表については、「宮城大学研究・共創フォーラム」の実施内容を見直し、自治体や企業等との連携による研究活動の進展を図った。また、オープンサイエンスの潮流を踏まえ新設した「研究成果公開促進助成制度」による支援等を行い、確実に各年度における研究成果発表件数の目標を達成している。また、シーズ展示イベントへの出展をきっかけに地元企業との協働プロジェクトを実施する等、地域社会のニーズに対応した研究を推進している。①</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

■中期計画番号 24

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	2 研究に関する目標
【重点目標】	
地域の産業界・試験研究機関・自治体・医療機関等との連携を推進し、地域社会の課題やニーズに対応した研究を積極的に行うことにより、研究水準の向上を図り、イノベーションや新産業といった新たな価値の創出に寄与する。	
社会や時代の要請を的確に把握するとともに、競争的研究資金など外部資金を獲得しながら、地域に貢献する大学として、地域社会のニーズに対応した実学の研究を推進し、その発展に寄与する。また、教員の研究者としての能力を高めるため、研究業績の評価システムの改善に努めるなど、これまで以上に社会的に評価されるよう、研究水準の向上を図る。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）		第1教育研究	2研究
①地域連携を含めた研究支援体制の強化を図り、②外部資金の獲得や③研究成果の戦略的な知財化、④企業や外部機関等との更なる連携を推進する。			
[指標] 外部資金獲得総額（2億3,600万円/年 令和8年度）【24】			
中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括			
・中期計画期間にJSTの大型受託研究を獲得するなど、本学の研究推進基盤を大きく拡大させることにつながった。本事業を通じてみちのくアカデミア発スタートアッププラットフォーム（MASP）に参画し、大学発スタートアップの創出に向けた環境整備、知的財産の形成も加速が進んでいる。一方で拡大した研究推進基盤を維持・拡大していくための人材育成や業務内容・手順の見直し等、さらなる効率化、充実化が新たな課題として生じてきており、デジタル技術等を活用した研究支援の高度化・効率化が新たに求められている。（①②③④） 以上のことから、中期計画を大幅に上回って実施していると評価する。			IV

第1 教育研究の質の向上	【重点目標】 教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。
3 教育研究環境の整備に関する目標	

全体的な状況

大規模修繕については、必要に応じて一部実施時期の変更を行い、施設整備計画に基づき実施した。  
 図書や視聴覚資料においては、年2回の学群選定の計画的な実施を継続している。電子ジャーナルや学術洋雑誌については、これまでは現状を維持するよう努めてきたが、価格上昇や為替の高騰により本学の財政運営を相当圧迫してきたことから、より実状に即した契約内容に見直しを図るため、令和5年度に全学的なアンケート調査を実施し、令和6年度以降大幅なタイトル削減を行った。  
 令和3年度よりSARTRAS（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）に利用申請登録を行い、遠隔授業等で使用される著作物における著作権処理の利便性を高め、教材作成を支援してきた。令和3年度、令和5年度においては、利用報告も行い、著作権に対して適切な理解と配慮を持って教材作成を行っていることを示すことができた。  
 教員研究費の配分に当たっては、本学の研究水準の向上や外部資金の獲得に繋がる研究課題に戦略的に研究費を配分するよう、特別研究費等の審査項目及び申請書の様式の見直しを行い、若手研究者の研究活動支援の観点を含む新たな審査に基づく研究費の配分を開始した。

教育研究の質の向上（教育研究環境整備に関する目標）に関する特記事項

- 1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）
  - ・ なし
- 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組
  - ・ 実験実習機器については、概ね計画通りに整備・更新を進められており、教育研究環境の維持・向上に繋がっている。
  - ・ 研究ジャーナルは、令和3年に1巻1号を発行、以降は毎年1号を基本とし、令和6年度までに計5号を発行することができた。令和3年度から令和6年度末現在の研究ジャーナルの総ダウンロード数は、45,285件となった。医学・看護系の主要なデータベースである「医学中央雑誌Web版」に収録誌として採択され、さらなる発信力の強化とジャーナルの認知度向上につながった。
  - ・ コロナによる影響で、図書館利用促進事業の中心となっていた対面型のイベント「六限の図書館」の実施ができず、令和3年度から令和5年度の3年間では学内者限定として開催できたのは1回だけであった。そのため、令和4年4月より、新しい試みとして、インターネットによる音声配信（Podcast）番組「MyULP」（マイユーエルピー）を開始、令和6年度末までに23回の配信を行った。コロナ制限がなくなった令和6年度には大和・太白両キャンパスにおいて、対面型のイベント「六限の図書館」を年5回開催することができた。なかでも、県内の他機関と連携した上映会では、学外からも多く参加があった。
- 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項
  - ・ なし
- 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）
  - ・ なし
- 5 その他、法人が積極的に実施した取組
  - ・ ネットワーク基盤システムを大きなトラブルなく、更新することができた。（R5更新）
  - ・ 太白キャンパス図書館における書庫狭隘化については、令和3年度から令和5年度にかけて、重複資料の除籍、一部の購読雑誌と新聞（原紙）の保管期間を見直し、定期的に廃棄するサイクルを作った。令和6年度には、書庫に収納されている資料・物品等の大幅な整理を行っており、大和キャンパス図書館との重複資料であった新聞縮刷版の廃棄を実施した。並行して、閲覧室では回転式書架2台を導入した。
  - ・ 他機関と連携強化に向け、令和6年度末には隣接する宮城県図書館と事業連携について協議し、イベントや展示ベースでの事業連携を試行することで合意した。令和7年度も定期的に連絡・協議の場を設けていくことを確認した。

【評価委員会による意見記載欄】

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 25

■中期目標(中間案)(宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条)	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	3 教育研究環境の整備に関する目標
【重点目標】	
教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。	
<p>教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画(法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条) 第1教育研究 3 教育研究環境の整備	
❶老朽化、陳腐化した施設及び大型実験機器等の整備・更新を計画的に進め、教育研究環境の維持・向上に努める。【25】	

中期目標期間暫定評価(令和7年6月末までに県評価委員会に提出) ※R3年度～R6年度総括		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模修繕については、必要に応じて一部実施時期の変更を行い、施設整備計画に基づき実施した。(❶)</li> <li>・ネットワーク基盤システムを大きなトラブルなく、更新することができた。(R5更新) (❶)</li> <li>・実験実習機器については、概ね計画通りに整備・更新を進められており、教育研究環境の維持・向上に繋がっている。(❶)</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III	

■中期計画番号 26

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第2 教育研究の質の向上に関する目標

3 教育研究環境の整備に関する目標

【重点目標】

教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。

教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 3 教育研究環境の整備

①資料整備方針に基づき、教育・研究資源としての所蔵資料の充実を図り、電子化・環境整備・ソフト事業等によって資料の利活用を支援する。②本学の研究とその成果を学内外に向けて公開・発信するための機能と体制を整備し、研究と研究交流を支援する。③領域を超え地域にも開かれた学びの場として図書館環境を整備し、図書館利用促進事業等による機能向上を図る。【26】

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括

・図書や視聴覚資料においては、年2回の学群選定の計画的な実施を継続している。電子ジャーナルや学術洋雑誌については、これまでは現状を維持するよう努めてきたが、価格上昇や為替の高騰により本学の財政運営を相当圧迫してきたことから、より実状に即した契約内容に見直しを図るため、令和5年度に全学的なアンケート調査を実施し、令和6年度以降大幅なタイトル削減を行った。(①)

・太白キャンパス図書館における書庫狭小化については、令和3年度から令和5年度にかけて、重複資料の除籍、一部の購読雑誌と新聞（原紙）の保管期間を見直し、定期的に廃棄するサイクルを作った。令和6年度には、書庫に収納されている資料・物品等の大幅な整理を行っており、大和キャンパス図書館との重複資料であった新聞縮刷版の廃棄を実施した。並行して、閲覧室では回転式書架2台を導入した。

・令和5年度に電子ジャーナルや学術洋雑誌の見直しを行ったが、令和6年度にはさらに電子ジャーナルパッケージや学術洋雑誌の契約中止を行うこととなったため、従来のシステムに加えて、学術情報を効率よく検索・文献取得を支援するシステムが不可欠であるとし、検討を重ねた結果、引用文献データベースを導入することとした。(①)

・令和3年度よりSARTRAS（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）に利用申請登録を行い、遠隔授業等で使用される著作物における著作権処理の利便性を高め、教材作成を支援してきた。令和3年度、令和5年度においては、利用報告も行い、著作権に対して適切な理解と配慮を持って教材作成を行っていることを示すことができた。(①)

・出版部事業は、令和3年度に正式に出版会を発足、令和5年度には東北大学出版会事務局長の小林直之氏を講師に招聘し、出版会マイクロFDを実施した。このFDでは、他大学出版会の運営状況や先進事例を聞くことができ、本学での書籍出版について議論の場を持つことができた。(②)

・研究ジャーナルは、令和3年に1巻1号を発行、以降は毎年1号を基本とし、令和6年度までに計5号を発行することができた。令和3年度から令和6年度末現在の研究ジャーナルの総ダウンロード数は、45,285件となった。医学・看護系の主要なデータベースである「医学中央雑誌Web版」に収録誌として採択され、さらなる発信力の強化とジャーナルの認知度向上につながった。(②)

・コロナによる影響で、図書館利用促進事業の中心となっていた対面型のイベント「六限の図書館」の実施ができず、令和3年度から令和5年度の3年間では学内者限定として開催できたのは1回だけであった。そのため、令和4年4月より、新しい試みとして、インターネットによる音声配信（Podcast）番組「MyULP」（マイユーエルピー）を開始、令和6年度末までに23回の配信を行った。コロナ制限がなくなった令和6年度には大和・太白両キャンパスにおいて、対面型のイベント「六限の図書館」を年5回開催することができた。なかでも、県内の他機関と連携した上映会では、学外からも多く参加があった。(③)

・他機関と連携強化に向け、令和6年度末には隣接する宮城県図書館と事業連携について協議し、イベントや展示ベースでの事業連携を試行することで合意した。令和7年度も定期的に連絡・協議の場を設けていくことを確認した。(③)

以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。

III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号 27

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第2 教育研究の質の向上に関する目標	3 教育研究環境の整備に関する目標
【重点目標】 教育及び研究の充実・向上に必要な環境を整備するとともに、その活用を推進する。	
教員の教育・研究活動の活性化と効率化を図るため、ソフト・ハード両面における研究環境及び研究成果が地域に還元される研究支援体制の整備に努める。また、新たに整備した各コモンズ、デザイン研究棟等の施設を最大限、効果的に活用する。さらに、研究水準の向上を図るため、研究費の効率的な配分に努める。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第1教育研究 3 教育研究環境の整備	
① 特別研究費及び国際研究費等の配分にあたっては、研究内容や外部資金獲得の可能性、若手研究者育成の観点などから審査を行い、配分を決定する。② 基礎的研究費を含め、研究費については、適切な配分を目指す。【27】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
・ 教員研究費の配分に当たっては、本学の研究水準の向上や外部資金の獲得に繋がる研究課題に戦略的に研究費を配分するよう、特別研究費等の審査項目及び申請書の様式の見直しを行い、若手研究者の研究活動支援の観点を含む新たな審査に基づく研究費の配分を開始した。今後は審査項目見直しによる効果を注視し、より適切な支援策等について検討を進める。（①②） 以上のことから、中期計画達成の見込が十分であると評価する。	III

## 第2 地域貢献等

### 【重点目標】

県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。

### 全体的な状況

自治体向けセミナーにおいて総合計画立案などをテーマに毎年開催しており、自治体職員の人材育成に貢献している。中期計画策定以降の新たな取組として、令和4年度に開始したリカレント教育プログラムが看護学群及び事業構想学群で定着しており、地域に開けた大学として社会人向けに講座や教育プログラムを実施している。また、本学が取り組む産学連携の活動実績を冊子として毎年発行し、地域連携の情報発信を行っている。オンライン公開講座を毎年実施し、研究シーズの発信を目的としてアーカイブを蓄積しているが、研究シーズの発信については、イベント出展での産学連携の機会が増加しており、オンライン公開講座に比べ最新の知見が発信できている。

PUSH（派遣）、PULL（受入）、GROW（学内への波及）の3つコンセプトごとに定められた基本方針を基に、グローバル化に対応した教育環境づくりを推進するため、教員が主体となって多文化理解や国際教養に関する本学独自の海外プログラムを作成し、ヨーロッパ、米国、アジア、オセアニア等の地域に学生を派遣しているほか、協定校から短期留学生の受入れを実施している。また、学生向け奨学金等の外部資金の積極的な活用を行うとともに、学内基金を活用した助成制度を実施し、学生の海外渡航を支援している。

### 地域貢献等に関する特記事項

#### 1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

- ・ 企業・自治体等へ訪問し相談対応を行い、本学のシーズとマッチングし課題解決を図るとともに、各種委員の派遣を行なった。令和4年度より宮城県との政策勉強会を継続実施し、宮城県の施策と本学の取組について情報交換を行った。連携自治体とは受託事業や連携事業を実施し連携協力を深めた。連携協定先と学生が協力して地域住民の多世代交流を活性化する活動が定着し、また坪沼農場を活用して連携協定先との交流や子どもの農作業活動を実施することにより、地域貢献の成果が創出された。

#### 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

- ・ 被災地の自治体と連携して震災復興に資するプロジェクトを展開して、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に進めた。災害看護プログラムなど被災地に所在する大学として教育活動を行なった。
- ・ 学内外の研究予算を活用することでレジリエンス教育プログラムを提供しソーシャルアントレプレナー人材の育成を図った。
- ・ 米国の南ユタ大学やカリフォルニア州立大学・サンバーナーディーノ校等と新たに協定を締結し、新規の国際交流協定校を開拓したほか、JICA青年研修等の受入協力を積極的に実施し、海外の関係機関との連携をより深化させた。

#### 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項

- ・ [指標] 公開講座等への延べ参加者数（1,600人/年） 附属資料31ページ参照
- ・ [指標] 市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件/年） 附属資料32ページ参照
- ・ [指標] 市町村や企業等との連携事業・受託事業数（17事業/年 令和8年度） 附属資料32ページ参照
- ・ [指標] 海外派遣学生枠（200人/年 令和8年度） 附属資料34ページ参照

#### 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

- ・ なし

#### 5 その他、法人が積極的に実施した取組

- ・ 学術機関として震災復興に関する教育研究活動の成果を、各種ジャーナルやフォーラム等で執筆・報告し、震災復興における学内のラーニングコモンズを活用し、留学生と在学生の交流イベントや留学体験者の報告会、英語教員とのspeaking練習等のイベントを開催するとともに、常駐の留学カウンセラーに随時留学相談ができる環境を整えることで、キャンパス内で海外を身近に感じてもらい、国際感覚を身につけられる場を提供している。
- ・ 海外協定校からの短期留学生の受入れを実施したほか、日本語学校等の外国人留学生を対象にした説明会やキャンパスツアーを実施し、外国人留学生の出願につながるよう、リクルート活動を実施した。

### 【評価委員会による意見記載欄】

■中期計画番号 28

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	1 地域貢献に関する目標
【重点目標】	
県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。	
(1) 地域社会への貢献	
県民の高等教育機関としての役割を果たすため、質の高い教育機会を提供することとし、県内への優れた人材の供給に努めるとともに、積極的な県内就職先の開拓や、学生の県内就職に向けた意識の醸成に努める。 また、社会人の多様なニーズにも対応した教育の機会を充実し、生涯を通じた学びの場としての機能を強化する。 さらに、地域課題の解決や地域の活性化などに積極的に取り組むとともに、大学施設を地域に開放する。	

※英数字は半角で、「読点」は「・」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 1 地域貢献	
①地域に開かれた大学として、本学の有する研究成果等の知的資源を地域社会に還元するため、住民を対象とした公開講座や企業や自治体に向けたセミナー等を開催するほか、②引き続き大学施設の地域開放に努める。 【指標】 公開講座等への延べ参加者数（1,600人／年） 【28】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括

<p>・自治体向けセミナーにおいて総合計画立案などをテーマに毎年開催しており、自治体職員の人材育成に貢献している。中期計画策定以降の新たな取組として、令和4年度に開始したりカレント教育プログラムが看護学群及び事業構想学群で定着しており、地域に開けた大学として社会人向けに講座や教育プログラムを実施している。また、本学が取り組む産学連携の活動実績を冊子として毎年発行し、地域連携の情報発信を行っている。オンライン公開講座を毎年実施し、研究シーズの発信を目的としてアーカイブを蓄積しているが、研究シーズの発信については、イベント出展での産学連携の機会が増加しており、オンライン公開講座に比べ最新の知見が発信できている。（①②）</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III
--	-----

■中期計画番号 29

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	1 地域貢献に関する目標
【重点目標】	
<p>県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。</p>	
(2) 産学官の連携	
<p>大学が持つ教育・研究資源や成果を地域社会に還元するため、産学官連携の推進を大学の重要な社会的役割と位置付け、県内の産業界をはじめとした有機的なネットワークの充実に努めるとともに、地域のシンクタンクとしての役割も担うよう、県や県内市町村等との連携を積極的に進める。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 1 地域貢献	
<p>①地域課題等を把握し、地域や産業の活性化を図るため、企業や自治体等との連携を一層強化する。②また、企業や自治体等への訪問や相談を通して明らかになったニーズや課題に対応するため、地域連携や研究推進の支援体制を強化し、受託事業や受託・共同研究を実施するほか、③本学とすでに連携協定を締結している市町村等（14市町村及び14公的機関等〈令和2年度〉）との取組事業の充実を図るとともに、④新たな協定締結先の開拓に努める。【29】</p> <p>[指標] 自治体や企業等との連携件数                  ・市町村や企業等との連携事業・受託事業数（17事業／年 令和8年度）                  ・市町村等の各種委員・講師の派遣件数（300件／年）</p>	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・企業・自治体等へ訪問し相談対応を行い、本学のシーズとマッチングし課題解決を図るとともに、各種委員の派遣を行なった。令和4年度より宮城県との政策勉強会を継続実施し、宮城県の施策と本学の取組について情報交換を行った。連携自治体とは受託事業や連携事業を実施し連携協力を深めた。連携協定先と学生が協力して地域住民の多世代交流を活性化する活動が定着し、また坪沼農場を活用して連携協定先との交流や子どもの農作業活動を実施することにより、地域貢献の成果が創出された。（①②③④）</p> <p>以上のことから、中期計画を大幅に上回って実施していると評価する。</p>	IV

■中期計画番号 30

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	1 地域貢献に関する目標
【重点目標】	
県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。	
(3) 東日本大震災からの復興支援	
被災地にある大学として、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に進めるとともに、全国的なモデルとなるよう教育研究成果を広く情報発信する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 1 地域貢献	
① 東日本大震災からの真の復興・発展に向けて、移り変わる被災地の状況や、新たな課題等に対応しながら被災地を継続的に支援するとともに、② これまでの教育研究活動や災害対応の各種プログラムも含め、その内容や方法について検証を重ねながら、成果を広く発信していく。【30】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・被災地の自治体と連携して震災復興に資するプロジェクトを展開して、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に進めた。災害看護プログラムなど被災地に所在する大学として教育活動を行なった。学術機関として震災復興に関する教育研究活動の成果を、各種ジャーナルやフォーラム等で執筆・報告し、震災復興におけるモデル構築に貢献した。能登半島地震への災害支援など、全国で発生する災害に対して引き続き必要な支援を実施する。（①②）</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 31

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	1 地域貢献に関する目標
【重点目標】	
<p>県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。</p>	
(4) 感染症及び大規模災害対策への支援	
<p>新たな感染症や近年頻発化・激甚化する大規模災害に際し、地域社会が直面する課題について、大学の特色を生かした支援に取り組む。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 1 地域貢献	
<p>①地震、水害、感染症などによる今後の新たな災害に対応するため、地域の災害対策の状況把握を行い、連携自治体等の災害レジリエンスに関する施策立案に資する研究を進め、成果発表の場を設けるなどして支援する。【31】</p>	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・自治体からの派遣要請を受けて新型コロナウイルス感染症対策へ貢献した。「宮城大学サステイナブル推進本部会議」の設立については、必要性や組織体制を考慮し継続検討とした。防災・減災を目的としたイベントへの参加や自治体と連携した普及活動を実施しレジリエンスに関する取組を支援した。学内外の研究予算を活用することでレジリエンス教育プログラムを提供しソーシャルアントレプレナー人材の育成を図った。（①）</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分であると評価する。</p>	III

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	2 国際交流等に関する目標
【重点目標】	
<p>県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。</p>	
<p>世界に開かれた大学として、教育研究の充実強化を図るため、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら、学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動を推進する。</p> <p>また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 2 国際交流	
<p>①グローバル化が進展する中で必要とされる多文化理解、国際教養、コミュニケーション力を高める宮城大学グローバル教育方針を策定し、グローバル化に対応した教育環境づくりを推進する。②英語圏や近隣のアジア・オセアニア地域を中心に、国際交流協定校を開拓する。③一方、学内ではラーニングコモンズ等を利用した多文化間交流を定期的に行い、キャンパス内にいながらにして国際感覚を身につけられる場を提供する。【32】</p>	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括

<p>・PUSH（派遣）、PULL（受入）、GROW（学内への波及）の3つコンセプトごとに定められた基本方針を基に、グローバル化に対応した教育環境づくりを推進するため、教員が主体となって多文化理解や国際教養に関する本学独自の海外プログラムを作成し、ヨーロッパ、米国、アジア、オセアニア等の地域に学生を派遣しているほか、協定校から短期留学生の受入れを実施している。また、学生向け奨学金等の外部資金の積極的な活用を行うとともに、学内基金を活用した助成制度を実施し、学生の海外渡航を支援している。（①）</p> <p>・米国の南ユタ大学やカリフォルニア州立大学・サンバーナーディーノ校等と新たに協定を締結し、新規の国際交流協定校を開拓したほか、JICA青年研修等の受入協力を積極的に実施し、海外の関係機関との連携をより深化させた。（②）</p> <p>・学内のラーニングコモンズを活用し、留学生と在学生の交流イベントや留学体験者の報告会、英語教員とのspeaking練習等のイベントを開催するとともに、常駐の留学カウンセラーに随時留学相談ができる環境を整えることで、キャンパス内で海外を身近に感じてもらい、国際感覚を身につけられる場を提供している。（③）</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分であると評価する。</p>	III
---	-----

■中期計画番号 33

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第3 地域貢献等に関する目標	2 国際交流等に関する目標
【重点目標】 県が設立した公立大学法人として、県民への貢献を果たすため、大学の持つ教育・研究資源や地域拠点としての機能を最大限に発揮し、高度な実学による教育研究成果の地域への提供を積極的に行うとともに、グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担える人材を育成するなど、大学として地域社会への貢献を果たす。また、震災からの復興とその後の発展に向けた支援を積極的に行う。	
世界に開かれた大学として、教育研究の充実強化を図るため、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めながら、学生や教職員の国際交流を積極的に推進するとともに、海外大学等との連携による教育研究活動を推進する。 また、グローバルな視点をもって地域社会の活性化を担う人材を育成する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条） 第2 地域貢献等 2 国際交流	
①世界を俯瞰的に捉え、多様な地域、文化、人間の立場から物事を多角的に理解する力や人々に共感する感覚を涵養する機会を学生に提供するために、短期・長期の海外研修と留学プログラムの充実を図る。②また、高度な知識・技能の獲得を志向する海外からの留学生を受け入れ、地域社会に貢献できる人材の輩出を目指す。【33】 〔指標〕海外派遣（*）学生枠（200人／年 令和8年度） *短期・長期の海外研修、留学プログラムやゼミ、研究室単位の交流等、本学が講じる取組によるもの	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィールドワークを通じた異文化理解や国際教養の習得を目的とし、単なる語学学習の範疇に留まらない海外留学プログラムを本学独自で考案し、学生のニーズに合わせてプログラムの期間を調整し、提供を続けながら、毎年各種プログラムの内容を見直し、改善を図ることで、世界を俯瞰的に捉え、多様な地域、文化、人間の立場から物事を多角的に理解する力や人々に共感する感覚を涵養する機会を与え続けた。①</li> <li>・海外協定校からの短期留学生の受け入れを実施したほか、日本語学校等の外国人留学生を対象にした説明会やキャンパスツアーを実施し、外国人留学生の出願につながるよう、リクルート活動を実施した。併せて、本学の外国人留学生が卒業後地域に就職し、高度な知識・技能を持って地域社会に貢献するために、「東北イノベーション人材育成コンソーシアム」や「東北高度外国人材活躍推進コンソーシアム」等に参画し、積極的な就職情報の収集や外国人留学生への情報提供を実施している。②</li> <li>・令和6年度時点での海外派遣学生枠は124人となっており、中期計画開始年度の令和3年度から毎年拡充を達成してきている。 （〔指標〕海外派遣学生枠（200人／年 令和8年度））</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

### 第3 業務運営の改善及び効率化

#### 【重点目標】

理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。

#### 全体的な状況

理事長・学長による執行体制への移行や、研究及び地域連携分野を統合した研究推進・地域未来共創センターの設置、内部統制及び内部監査の充実強化を図るため、監査室を設置するなど、時代の変化や地域のニーズに迅速かつ的確な対応が可能となるよう運営体制及び組織の変更を行った。さらに、新たに本学の経営及び教学に関する戦略的な意思決定の支援及びその実現に必要なとなる学内情報のデジタル化と可視化を推進することを目的とした情報戦略推進会議と、その下に情報戦略推進室を設置し、情報戦略推進基本計画を策定するなど、IR活動の着実な推進と効率的な大学経営の在り方について検討を進めた。引き続き、大学の理念・目的に適合し、社会変革に対応した組織体制となるよう、業務運営の適正化及び透明性の確保を図りながら、必要な見直しを行っていくものとする。

コロナ禍、福島県沖地震及び光熱水費の高騰などの、社会状況の変化や突発的な事象にも対応しながら、中期計画及び年度計画の進捗にも配慮し、また令和6年度からは課題解決枠を設定するなど、適切に予算編成を行っている。

#### 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

##### 1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「IV」の項目）

- なし

##### 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

- 人事配置については、本人の持ち味や将来的なキャリアプランを考慮するとともに、毎年度、定期的に作成・提出を求めている身上調査に基づき、職員の希望や意欲を考慮し、能力・適性等を勘案した異動を実施した。
- 事務局職員評価要綱に基づき、上司と部下による目標の共有とコミュニケーション、人材育成や能力開発に重点を置いた業績評価を実施した。有期雇用職員についても、資質向上と勤務成績に基づく手当支給を通じた組織活性化等を目的に、有期雇用職員評価要綱に基づく勤務評価を実施した。

##### 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項

- なし

##### 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「II」「I」の項目）

- なし

##### 5 その他、法人が積極的に実施した取組

- 事務職員を公立大学協会及び国立大学法人東北大学に派遣し、職員の資質向上に努めた。
- 大学の教育研究活動に対する理解を深め、専門性の高い職員の育成に向けて、毎年度、時代の変化や地域・社会のニーズに応じたテーマを選定し、全学FD・SD研修を実施した。併せて、職員研修の基本計画を定め、階層別に求められる知識やスキルの習得のため各種研修を実施し、職員の資質向上に努めた。
- 教職員による業務改善の取組を奨励し、優れた功績のあった職員を優良職員として表彰したほか、庶務事務システムの導入による庶務事務の効率化等により、業務の生産性の向上・改善に努めた。
- ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、育児休業・育児参加休暇の拡充と男性職員の育児休業取得推進、時差勤務制度の利活用、学校行事等参加休暇の新設など、安心して子育てできる環境を整備し、多様で柔軟な働き方の取組を推進した。

#### 【評価委員会による意見記載欄】

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 34

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標	1 運営体制の改善に関する目標
【重点目標】	
理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。	
(1) 理事長を中心とする運営体制の構築	
法人が自律性を確保しつつ戦略的かつ機動的に時代の変化に対応できるよう、各部門長の権限や責任を明確にしながら、理事長が全学的なリーダーシップを発揮できる運営体制となるよう適宜見直しを図るとともに、法人の業務運営の適正化及び透明性を確保するため、役員等への外部有識者の登用や監査体制の充実に努める。	

※英数字は半角で、「読点」は「・」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第3 業務運営の改善及び効率化 1 運営の改善	
①本学の理念・目的を実現するために、理事長を中心とする法人組織、学長をはじめとする教学組織等について、それぞれの権限と責任を明確にしながら、適切な大学運営のための組織を整備し、適切な運用を図るとともに、学外有識者の積極的な登用や、監査の充実に努める。②また、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」等の国や他大学の動向等を踏まえ、より効率的な大学の経営の在り方について検討する。【34】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・理事長・学長による執行体制への移行や、研究及び地域連携分野を統合した研究推進・地域未来共創センターの設置、内部統制及び内部監査の充実強化を図るため、監査室を設置するなど、時代の変化や地域のニーズに迅速かつ的確な対応が可能となるよう運営体制及び組織の変更を行った。さらに、新たに本学の経営及び教学に関する戦略的な意思決定の支援及びその実現に必要な学内情報のデジタル化と可視化を推進することを目的とした情報戦略推進会議と、その下に情報戦略推進室を設置し、情報戦略推進基本計画を策定するなど、IR活動の着実な推進と効率的な大学経営の在り方について検討を進めた。引き続き、大学の理念・目的に適合し、社会変革に対応した組織体制となるよう、業務運営の適正化及び透明性の確保を図りながら、必要な見直しを行っていくものとする。</p> <p>(1)(2)</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 35

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標	1 運営体制の改善に関する目標
【重点目標】	
理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。	
(2) 戦略的な予算の配分	
法人の経営戦略に基づき、全学的、中長期的な視点に立った効果的かつ効率的な予算等の配分を行う。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第3 業務運営の改善及び効率化 1 運営の改善	
①年度計画策定及び予算編成の基本方針に基づき、予算要求と中期計画及び年度計画との整合性や妥当性を検証し、適切な予算編成を行う。【35】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・コロナ禍、福島県沖地震及び光熱水費の高騰などの、社会状況の変化や突発的な事象にも対応しながら、中期計画及び年度計画の進捗にも配慮し、また令和6年度からは課題解決枠を設定するなど、適切に予算編成を行っている。(1)</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

■中期計画番号 36

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標	2 人事の適正化に関する目標
【重点目標】	
理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。	
優れた人材の確保や組織の活性化を図るため、教職員にインセンティブが働く人事制度を実施する。また、事務職員の資質向上のための研修等に積極的に取り組む。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）	
第3 業務運営の改善及び効率化	2 人事の適正化
①優れた人材を確保するため、事務職員の採用は公募による選考を原則とし、その配置に当たっては、人事異動方針等に基づき、持ち味や意欲、キャリアプランを考慮した人事配置を行う。②また、法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに、③適正な業績評価や他団体との人事交流等を通じて職員の資質向上と組織の活性化を図る。【36】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢構成、業務運営の将来展望等を踏まえて、公募による事務職員の採用試験を計画的に実施し、適切な法人運営に必要な事務職員の採用を行った。また、有期雇用職員についても、業務運営状況等を踏まえて、必要に応じて適切に公募による採用を行った。（①）</li> <li>・人事配置については、本人の持ち味や将来的なキャリアプランを考慮するとともに、毎年度、定期的に作成・提出を求めている身上調書に基づき、職員の希望や意欲を考慮し、能力・適性等を勘案した異動を実施した。（①②）</li> <li>・事務局職員評価要綱に基づき、上司と部下による目標の共有とコミュニケーション、人材育成や能力開発に重点を置いた業績評価を実施した。有期雇用職員についても、資質向上と勤務成績に基づく手当支給を通じた組織活性化等を目的に、有期雇用職員評価要綱に基づく勤務評価を実施した。（③）</li> <li>・事務職員を公立大学協会及び国立大学法人東北大学に派遣し、職員の資質向上に努めた。（③）</li> <li>・引き続き、優れた人材の確保を図りつつ、職員の持ち味等を考慮した人事配置を行うとともに、研修等を通じた人材育成に取り組んでいくものとする。</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 37

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標	2 人事の適正化に関する目標
【重点目標】	
理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。	
優れた人材の確保や組織の活性化を図るため、教職員にインセンティブが働く人事制度を実施する。また、事務職員の資質向上のための研修等に積極的に取り組む。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第3 業務運営の改善及び効率化 2 人事の適正化	
①教育研究支援体制の充実に向けて、大学の教育研究活動に深い理解を有する専門性の高い事務職員を育成するとともに、教員と事務職員との協働による適切かつ効果的な大学運営を実現するため、組織的なスタッフ・ディベロップメントを実施する。【37】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の教育研究活動に対する理解を深め、専門性の高い職員の育成に向けて、毎年度、時代の変化や地域・社会のニーズに応じたテーマを選定し、全学FD・SD研修を実施した。併せて、職員研修の基本計画を定め、階層別に求められる知識やスキルの習得のため各種研修を実施し、職員の資質向上に努めた。（①）</li> <li>引き続き、教員と事務職員からなる教育研究実施組織による適切な役割分担の下、有機的な連携を図りながら適切かつ効果的な大学運営の実現に向けて取り組んでいくものとする。</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 38

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標	3 事務等の効率化・合理化に関する目標
【重点目標】	
理事長のリーダーシップのもと自主・自律性を発揮しながら、時代の変化や地域・社会のニーズなどに迅速かつ的確に対応できるよう、必要に応じ法人組織や教育研究組織等を見直すとともに、引き続き業務運営の改善及び効率化を図る。	
事務組織については、事務処理の効率化に努め、必要に応じ見直しを行うとともに、共同参画や働き方改革を推進する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地独法第26条）第3 業務運営の改善及び効率化 3 事務等の効率化・合理化	
①教職員による業務改善を奨励するとともに、②ペーパーレス化やアウトソーシング、情報システムの導入等の取組を積極的に推進し、事務等の効率化・合理化を図る。③また、共同参画や働き方改革関連法の趣旨を踏まえ、多様で柔軟な働き方を推進する。 【38】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・教職員による業務改善の取組を奨励し、優れた功績のあった職員を優良職員として表彰したほか、庶務事務システムの導入による庶務事務の効率化等により、業務の生産性の向上・改善に努めた。さらに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、育児休業・育児参加休暇の拡充と男性職員の育児休業取得推進、時差勤務制度の利活用、学校行事等参加休暇の新設など、安心して子育てできる環境を整備し、多様で柔軟な働き方の取組を推進した。引き続き、業務の効率化と職員の働き方や執務環境の向上に向けて必要な取組を行っていくものとする。（①②③）</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第4 財務内容の改善

【重点目標】  
経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

全体的な状況

授業料の引き上げについては、他大学の動向も注視し慎重に行うべきであるため、その他の収入源の見直しを図り、公開講座の受講料について引き上げを行った。

大規模修繕工事に係る業務支援を外部に委託したほか、年末調整業務を外部委託に切り替えるなど、外部委託を推進した。また、情報ネットワーク基盤システム更新時には他契約との統合を行い、契約形態についても見直しを行うなど、業務の簡素化・合理化に努めた。

光熱水費の高騰や、地震・大雨等の損壊復旧等による資金需要の発生に対応するため、資金流動性を第一に考えた預金運用を継続して行った。

財務内容の改善に関する特記事項

1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「Ⅳ」の項目）

- なし

2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

- 本学の授業や行事等に支障のない範囲で、学内施設の外部への貸付を適切に行った。そのうち、敷地内でのキッチンカー営業の受入れを令和5年度から行い、学内資源の有効活用に寄与するとともに、学内者にとってのアメニティ向上にも寄与することができた。
- 業務効率の向上及び適切なデータ管理を行うため、人事給与システムの構築と財務システムの更新を行った（R3）

3 過年度との数値による実績対比が可能な事項

- なし

4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「Ⅱ」「Ⅰ」の項目）

- なし

5 その他、法人が積極的に実施した取組

- 令和3年度まではコロナ禍の影響もありネクストリーダーズ基金事業が停滞していたが、令和4年度からは積極的に事業公募を行い、留学プログラムへの支援事業等を継続的に実施したほか、令和6年度には、新たに学生のビジネスプランコンテストを実施するなど、事業の実施・拡大に努めた。
- 委託業者による定期的な保守点検を実施し、施設維持に努めた。また、施設利用者から不具合発生の都度連絡を受けて速やかに修繕を実施した。

【評価委員会による意見記載欄】

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号 39

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第5 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

【重点目標】

経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。

法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため、外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。

また、授業料をはじめとする学生納付金については、法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに、授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第4 財務内容の改善 1 自己収入の確保

① 授業料等の学生納付金については他大学の動向や法人の収支状況、社会情勢等を勘案し、適正な受益者負担の観点から定期的に見直しを行う。【39】

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括

・ 授業料の引き上げについては、他大学の動向も注視し慎重に行うべきであるため、その他の収入源の見直しを図り、公開講座の受講料について引き上げを行った。①  
以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。

III

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 40

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第5 財務内容の改善に関する目標	1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標
【重点目標】 経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。	
法人の安定的な経営が行えるように自己収入を確保するため、外部資金の獲得に組織的に取り組むとともに、収入源の見直しや新たな収入源の拡充を図る。 また、授業料をはじめとする学生納付金については、法人の収入状況及び社会情勢を勘案して適切に設定するとともに、授業料等の減免制度について適宜見直しを行う。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第4 財務内容の改善 1 自己収入の確保	
①学内の資源を有効に活用するとともに、②寄附金による自己収入の増加に努める。【40】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本学の授業や行事等に支障のない範囲で、学内施設の外部への貸付を適切に行った。そのうち、敷地内でのキッチンカー営業の受入れを令和5年度から行い、学内資源の有効活用に寄与するとともに、学内者にとってのアメニティ向上にも寄与することができた。（①）</li> <li>・令和3年度まではコロナ禍の影響もありネクストリーダーズ基金事業が停滞していたが、令和4年度からは積極的に事業公募を行い、留学プログラムへの支援事業等を継続的に実施したほか、令和6年度には、新たに学生のビジネスプランコンテストを実施するなど、事業の実施・拡大に努めた。（②）</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 41

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第5 財務内容の改善に関する目標	2 経費の抑制に関する目標
【重点目標】	
経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。	
予算の効率的な執行や業務の簡素化・合理化・契約方法の見直し、効果的な組織運営や適正な人員配置などにより、経費の縮減に努める。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第4 財務内容の改善 2 経費の抑制	
①情報システムの高度化と適切な運用により業務効率を向上させるとともに、②業務の外部委託等による合理化を進め、経費抑制を図る。【41】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務効率の向上及び適切なデータ管理を行うため、人事給与システムの構築と財務システムの更新を行った（R3）。①</li> <li>・大規模修繕工事に係る業務支援を外部に委託したほか、年末調整業務を外部委託に切り替えるなど、外部委託を推進した。また、情報ネットワーク基盤システム更新時には他契約との統合を行い、契約形態についても見直しを行うなど、業務の簡素化・合理化に努めた。②</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■ 中期計画番号 42

■ 中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第5 財務内容の改善に関する目標	3 資産の運用及び管理の改善に関する目標
【重点目標】 経費の縮減、人件費の抑制、外部資金の積極的な獲得などにより、財務内容の改善を図る。	
資産の適切な運用及び管理を行う体制により、長期的かつ経営的な視点に立った法人資産の効果的・効率的な活用に努める。	

※英数字は半角で、「読点」は「、」で入力してください。

■ 中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第4 財務内容の改善 3 資産の運用管理の改善	
① 定期的な資産の点検を行い、適切に維持管理し、有効活用を図るとともに、② 余裕資金の管理運用にあたっては、安全性・流動性に配慮する。【42】	
中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業者による定期的な保守点検を実施し、施設維持に努めた。また、施設利用者から不具合発生の都度連絡を受けて速やかに修繕を実施した。（①）</li> <li>・光熱水費の高騰や、地震・大雨等の損壊復旧等による資金需要の発生に対応するため、資金流動性を第一に考えた預金運用を継続して行った。（②）</li> </ul> 以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。	III

## 第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供

### 全体的な状況

評価委員会を中心に、各年度実績に関する自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、期限までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出し、ウェブサイトで公表した。また、業務実績に関する評価結果については、理事会を始めとした学内組織へ共有し、PDCAサイクルに基づく分析・検討結果を法人の業務運営や次年度計画に適切に反映するとともに、ウェブサイトで公表することで、自主的な大学運営の改善・向上及び透明性の確保に努めた。

令和元年度の認証評価で付された改善課題に対して、これまでの改善に係る取組を改善報告書に取りまとめ、令和5年7月に認証評価機関に提出した。これに対して、認証評価機関より、令和6年3月に「是正勧告なし」との検討結果が通知された。

それぞれのPDCAサイクルに基づき、担当部門が所定の時期に必要な自己点検・評価を実施することにより、授業内容の精緻化や3ポリシーの一部改正など、課題の解決や必要な改善の実施につなげることができている。

全学的な広報推進体制で、オープンキャンパスやアカデミックインターンシップを始めとする対面イベントなど時宜にかなった広報施策の展開やウェブサイトを積極的に活用した情報発信を行った。また、オンラインオープンキャンパス特設サイト（R2開設）に毎年度動画コンテンツを追加するなど、ウェブサイトの内容充実にも努めた。

### 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

#### 1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「IV」の項目）

- なし

#### 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

- 内部質保証実施委員会を中心に、チェックシートを活用して各担当部門の自己点検・評価活動の進行管理を行うことで、全学レベルで着実に内部質保証システムが定着してきている。
- 大学案内やウェブサイトなどの広報ツールについて、統一感ある広報を継続し、R3に「宮城大学広報ツールのトータルデザイン」として、グッドデザイン賞を受賞した。また、これまでの志願者向け大学案内パンフレットに加え、本学の教育と研究の特色を活かした記念品、教員と学生が企画と開発に参加できるノベルティを新たに制作した。

#### 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項

- なし

#### 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「II」「I」の項目）

- なし

#### 5 その他、法人が積極的に実施した取組

- 令和7年度の認証評価受審に向け、令和5年度に各評価機関の評価項目等を勘案し、受審機関を決定した。令和6年度は受審に向けた自己点検・評価活動を実施し、その結果を点検評価ポートフォリオに取りまとめた。
- 内部質保証システムに基づき、第三者機関による評価（日本看護学教育評価機構による看護学教育評価や大学教育質保証・評価センターによる大学機関別認証評価）の受審機会やその結果を改善に反映し、大学の質の向上につなげることができている。また、受審結果については、適宜ウェブサイトでの学外公表を行っている。
- 全学的な広報推進体制で、学内の情報収集と写真素材の充実を図り、メディア等に対する安定した新着情報等の発信を可能にしたほか、研究ニュースなどの質的向上を図るなど本学の認知度向上を推進した。
- 効果的かつ継続可能な広報アンケートの構築とこれによるPDCAサイクルの確立が課題であったが、主に高校生や在学学生を対象とした広報アンケート（質的評価）を継続可能な形で再構築（R5）し、これまでのウェブアクセス解析（量的評価）と併せ、PDCAサイクルによる情報発信の効果を検証できるようにした。

### 【評価委員会による意見記載欄】

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 43

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標	1 自己点検・評価の充実に関する目標
<p>内部質保証システムに基づき、自己点検・評価を行うとともに、認証評価機関による第三者評価を受け、その結果を改善に反映し、大学の質の向上に努める。また、それらについて県民に分かりやすく公表する。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 1 自己点検・評価の充実	
<p>①外部機関による評価項目や認証評価の評価基準も見据えた自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表することにより、自主的な大学運営の改善・向上及び透明性確保に努める。【43】</p>	

<p>中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括</p>	
<p>・評価委員会を中心に、各年度実績に関する自己点検・評価結果を実績報告書に取りまとめ、期限までに県設置の公立大学法人宮城大学評価委員会へ提出し、ウェブサイトで公表した。また、業務実績に関する評価結果については、理事会を始めとした学内組織へ共有し、PDCAサイクルに基づく分析・検討結果を法人の業務運営や次年度計画に適切に反映するとともに、ウェブサイトで公表することで、自主的な大学運営の改善・向上及び透明性の確保に努めた。(①)</p> <p>・令和元年度の認証評価で付された改善課題に対して、これまでの改善に係る取組を改善報告書に取りまとめ、令和5年7月に認証評価機関に提出した。これに対して、認証評価機関より、令和6年3月に「是正勧告なし」との検討結果が通知された。(①)</p> <p>・令和7年度の認証評価受審に向け、令和5年度に各評価機関の評価項目等を勘案し、受審機関を決定した。令和6年度は受審に向けた自己点検・評価活動を実施し、その結果を点検評価ポートフォリオに取りまとめた。(①)</p> <p>・今後は、令和7年度の認証評価受審結果や中期目標期間暫定評価結果を踏まえ、自己点検・評価を実施し、その結果を学内外に公表することにより、更なる大学運営の改善・向上及び透明性の確保に努めるとともに、第4期中期計画の策定を着実に進めることとする。(①)</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	<p>III</p>

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 44

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標	1 自己点検・評価の充実に関する目標
内部質保証システムに基づき、自己点検・評価を行うとともに、認証評価機関による第三者評価を受け、その結果を改善に反映し、大学の質の向上に努める。また、それらについて県民に分かりやすく公表する。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 1 自己点検・評価の充実	
①内部質保証システムに基づく各PDCAサイクルの適切かつ定期的な実施を通じて、教育研究活動等の質の保証及び向上に恒常的・継続的に取り組み、システムの定着化を図る。【44】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれのPDCAサイクルに基づき、担当部門が所定の時期に必要な自己点検・評価を実施することにより、授業内容の精緻化や3ポリシーの一部改正など、課題の解決や必要な改善の実施につなげることができている。（①）</li> <li>・内部質保証実施委員会を中心に、チェックシートを活用して各担当部門の自己点検・評価活動の進行管理を行うことで、全学レベルで着実に内部質保証システムが定着してきている。（①）</li> <li>・内部質保証システムに基づき、第三者機関による評価（日本看護学教育評価機構による看護学教育評価や大学教育質保証・評価センターによる大学機関別認証評価）の受審機会やその結果を改善に反映し、大学の質の向上につなげることができている。また、受審結果については、適宜ウェブサイトでの学外公表を行っている。（①）</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 45

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第6 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標	2 情報発信の推進等に関する目標
<p>法人の組織運営及び大学の教育研究活動の実績については、積極的に情報を発信し、県民をはじめとする社会への説明責任を果たすとともに、大学の認知度を高める。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人策定：地独法第26条）第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況に係る自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供 2 情報公開の推進等
① 広報基本方針等に基づき、教育研究活動等の積極的な情報発信をはじめとする全学広報活動を戦略的に推進し、② 様々なステークホルダーに対して本学の認知度を高める。【45】

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・全学的な広報推進体制で、オープンキャンパスやアカデミックインターンシップを始めとする対面イベントなど時宜にかなった広報施策の展開やウェブサイトを活用した情報発信を行った。また、オンラインオープンキャンパス特設サイト（R2開設）に毎年度動画コンテンツを追加するなど、ウェブサイトの内容充実にも努めた。（①）</p> <p>・大学案内やウェブサイトなどの広報ツールについて、統一感ある広報を継続し、R3に「宮城大学広報ツールのトータルデザイン」として、グッドデザイン賞を受賞した。また、これまでの志願者向け大学案内パンフレットに加え、本学の教育と研究の特色を活かした記念品、教員と学生が企画と開発に参加できるノベルティを新たに制作した。（①②）</p> <p>・全学的な広報推進体制で、学内の情報収集と写真素材の充実を図り、メディア等に対する安定した新着情報等の発信を可能にしたほか、研究ニュースなどの質的向上を図るなど本学の認知度向上を推進した。（①②）</p> <p>①新着情報件数 R3:364件 → R4:432件 → R5:311件 → R6:307件</p> <p>②プレスリリース件数 R3:18件 → R4:8件 → R5:15件 → R6:22件</p> <p>③メディア掲載・出演情報件数 R3:352件 → R4:400件 → R5:480件 → R6:578件</p> <p>※参考：SNS発信件数（累計値）</p> <p>・X R5:約2,400件 → R6:約9,600件</p> <p>・Instagram R5:約340件 → R6:約800件</p> <p>・効果的かつ継続可能な広報アンケートの構築とこれによるPDCAサイクルの確立が課題であったが、主に高校生や在学生を対象とした広報アンケート（質的評価）を継続可能な形で再構築（R5）し、これまでのウェブアクセス解析（量的評価）と併せ、PDCAサイクルによる情報発信の効果を検証できるようにした。（①）</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

## 第6 その他業務運営

### 全体的な状況

大規模修繕については、必要に応じて一部実施時期の変更を行い、施設整備計画に基づき実施した。  
各キャンパスにおける事業場衛生委員会を定期的に開催し、健康診断・ストレスチェックの実施状況のほか、時間外勤務の状況等について情報共有を図るとともに、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行った。また、委員会の役割について共通認識を深めるための勉強会の実施や全教職員向けセミナーを開催するなど、職場における教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進等に努めた。引き続き、教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進を図っていくものとする。

施設や消防設備について、委託業者と連携した定期的な保守管理を行い、不具合発生時には速やかに修繕を行い、安全確保に努めた。

人権侵害防止・対策本部会議を毎年度定期に開催し、「人権侵害（ハラスメント）の防止に関する指針」の周知を図るとともに、ハラスメント防止に係るリーフレットの作成、人権侵害の意識啓発・未然防止に努めた。

### その他業務運営に関する特記事項

#### 1 特筆すべき優れた実績・成果を上げた取組（自己評価の評定が「IV」の項目）

- なし

#### 2 特色ある取組や業務運営を円滑に進めるために工夫した取組

- 固定資産については、決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を毎年度行った。また、備品及び貴重物品については、取得時に台帳登録を行い、教員の異動時等に適切に移管、抹消等の手続を実施した。
- 性暴力等をはじめ各種ハラスメントが社会問題として大きく取り上げられる中、それらに適切に対応するため、「人権侵害の防止等に関する規程」の改正を行った。

#### 3 過年度との数値による実績対比が可能な事項

- [指標] 個人情報漏洩事故件数（0件/年） 附属資料36ページ参照

#### 4 遅滞が生じている事項とその理由（自己評価の評定が「II」「I」の項目）

- なし

#### 5 その他、法人が積極的に実施した取組

- 定期的な防災訓練により教職員及び学生への防火教育の推進に努めた。また、災害発生時に備えた資機材等の備蓄を備えた。
- 情報セキュリティ教育として、年度ごとに合った題材に関する講習会を、学内者を対象に実施し、情報セキュリティポリシーの理解度向上を徹底した。
- 各学群等に相談員を配置するとともに、学生相談カウンセラーや保健指導員との連携を図るなど相談体制の充実に努め、修学及び職場環境の保全に努めた。引き続き、人権侵害（ハラスメント）の防止に向けた周知やカウンセラー等との連携を図りながら相談体制の充実に努め、普及啓発や適切な対応に取り組んでいくものとする。

### 【評価委員会による意見記載欄】

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 46

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第7 その他業務運営に関する重要目標	1 施設設備の整備・活用等に関する目標
『宮城県公共施設等総合管理方針』等に基づき、中長期的な視点に立った計画的な施設整備を行うとともに、施設等の適切かつ効率的な維持管理に努める。	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第6 その他業務運営 1 施設設備の整備・活用等	
①老朽化した施設及び付帯設備について、計画的な大規模修繕を行い、長寿命化を図る。【46】	
中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模修繕については、必要に応じて一部実施時期の変更を行い、施設整備計画に基づき実施した。(①)</li> <li>・ネットワーク基盤システムを大きなトラブルなく、更新することができた。(R5更新) (No.25の再掲) (①)</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 47

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第7 その他業務運営に関する重要目標	2 安全管理等に関する目標
<p>安全衛生管理体制の整備に努め、感染症対策の強化など、より安全なキャンパス環境を創出する。また、情報セキュリティ対策を強化し、情報管理を徹底する。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第6 その他業務運営 2 安全管理等	
①事業場衛生委員会を定期的開催し、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行うとともに、職場における教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進等に努める。【47】	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<p>・各キャンパスにおける事業場衛生委員会を定期的開催し、健康診断・ストレスチェックの実施状況のほか、時間外勤務の状況等について情報共有を図るとともに、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項について調査審議を行った。また、委員会の役割について共通認識を深めるための勉強会の実施や全教職員向けセミナーを開催するなど、職場における教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進等に努めた。引き続き、教職員の安全と健康の確保、快適な職場環境の形成促進を図っていくものとする。（①）</p> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第3期中期計画進捗管理シート

■中期計画番号 48

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）	
第7 その他業務運営に関する重要目標	2 安全管理等に関する目標
<p>安全衛生管理体制の整備に努め、感染症対策の強化など、より安全なキャンパス環境を創出する。また、情報セキュリティ対策を強化し、情報管理を徹底する。</p>	

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）	
第6 その他業務運営	2 安全管理等
<p>①安全安心で衛生面にも配慮した教育研究環境を確保するために、施設・備品等（薬品を含む）の適切な管理運用を行うとともに、                  ②災害等の非常時を想定した総合的な諸対策の充実に努める。③また、情報セキュリティポリシーに基づく情報管理を徹底する。                  [指標] 個人情報漏洩事故件数（0件/年）【48】</p>	

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括	
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設や消防設備について、委託業者と連携した定期的な保守管理を行い、不具合発生時には速やかに修繕を行い、安全確保に努めた。（①）</li> <li>固定資産については、決算時に減損兆候の把握のため現物の確認を毎年度行った。また、備品及び貴重物品については、取得時に台帳登録を行い、教員の異動時等に適切に移管、抹消等の手続を実施した。（①）</li> <li>定期的な防災訓練により教職員及び学生への防火教育の推進に努めた。また、災害発生時に備えた資機材等の備蓄を備えた。（②）</li> <li>情報セキュリティ教育として、年度ごとに合った題材に関する講習会を、学内者を対象に実施し、情報セキュリティポリシーの理解度向上を徹底した。（③）</li> </ul> <p>以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。</p>	III

第 3 期 中 期 計 画 進 捗 管 理 シ ー ト

■中期計画番号 49

■中期目標（宮城県が定め、本法人に提示する「本法人の達成すべき業務運営に関する目標」：地方独立行政法人法第25条、第78条）

第7 その他業務運営に関する重要目標

3 人権の尊重に関する目標

人権侵害を防止するため、全学一体となった体制整備と人権尊重に対する役職員及び学生の意識向上を図る。

※英数字は半角で、「読点」は「.」で入力してください。

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第6 その他業務運営 3 人権の尊重

①人権侵害防止・対策本部を毎年度定期的で開催し、人権侵害防止に向けた研修や啓発活動を実施するなど人権侵害の未然防止に努める。②また、相談体制を整備し、人権侵害に関する問題への対応を適切に実施する。【49】

中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括

・人権侵害防止・対策本部会議を毎年度定期に開催し、「人権侵害（ハラスメント）の防止に関する指針」の周知を図るとともに、ハラスメント防止に係るリーフレットの作成、人権侵害の意識啓発・未然防止に努めた。また、性暴力等をはじめ各種ハラスメントが社会問題として大きく取り上げられる中、それらに適切に対応するため、「人権侵害の防止等に関する規程」の改正を行った。（①）  
 ・各学群等に相談員を配置するとともに、学生相談カウンセラーや保健指導員との連携を図るなど相談体制の充実に努め、修学及び職場環境の保全に努めた。引き続き、人権侵害（ハラスメント）の防止に向けた周知やカウンセラー等との連携を図りながら相談体制の充実に努め、普及啓発や適切な対応に取り組んでいくものとする。（②）  
 以上のことから、中期計画達成の見込が十分にあると評価する。

III

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第7予算、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	15,431
授業料等収入	7,038
受託研究費等収入及び寄附金	639
補助金	-
その他収入	294
目的積立金等取崩	74
計	23,476
支出	
教育研究費	14,410
（うち人件費）	(10,399)
一般管理費	7,566
（うち人件費）	(3,609)
施設整備費	1,500
補助金	-
計	23,476

《参考》

【人件費の見積もり】

第3期中期目標期間中、総額14,008百万円を支出する。

※1 人件費については、教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額が算定される。

※2 退職手当については、公立大学法人宮城大学が定める規程に基づき所要額を支給するが、措置される額は、各事業年度の予算編成過程において算定される。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金＝人件費＋事業費＋管理運営費＋法人化に伴う新規経費＋修繕費－自己収入

※1 運営費交付金算定の収入及び経費の内容は、次のとおり。

項 目	内 容
人 件 費	職員給与、非常勤職員報酬 等
事 業 費	入学試験費、教育実験実習費、研究費、各センター運営費 等
管理運営費	庁舎管理経費、光熱水費、事務局経費 等
法人化に伴う新規経費	常勤役員給与等の人件費、各審議会の事務費、財務会計システム運営費等の管理運営費
修 繕 費	建物設備維持管理経費、実験実習機器保守点検 等
自 己 収 入	授業料等の学生納付金、受託研究費等の外部資金 等

※2 大規模修繕費、高額設備（備品）費については、所要額を個別に算定し、宮城県の財政状況を勘案した上で、別途措置される。

■中期計画に係る実績（R6年度まで）

1 予算（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	15,431
授業料等収入	7,038
受託研究費等収入及び寄附金	639
補助金	-
その他収入	294
目的積立金等取崩	74
計	23,476
支出	
教育研究費	14,410
（うち人件費）	(10,399)
一般管理費	7,566
（うち人件費）	(3,609)
施設整備費	1,500
補助金	-
計	23,476

1 予算執行実績（令和6年度まで）（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,240
授業料等収入	4,316
受託研究費等収入及び寄附金	703
補助金	557
その他収入	201
目的積立金等取崩	482
計	16,500
支出	
教育研究費	9,230
（うち人件費）	(6,430)
一般管理費	5,156
（うち人件費）	(2,565)
施設整備費	1,052
補助金	88
災害復旧・復興支援費等	51
計	15,574

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第7予算、収支計画及び資金計画

2 収支計画（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	24,011
経常費用	24,011
業務費	23,062
教育研究経費	3,101
受託研究等経費	496
人件費	14,008
一般管理費	5,457
財務費用	-
雑損	-
減価償却費	949
臨時損失	-
収入の部	24,011
経常収益	24,011
運営費交付金収益	15,431
授業料等収益	7,038
受託研究等収益（寄附金を含む。）	713
財務収益	-
雑益	294
資産見返負債戻入	535
資産見返運営費交付金等戻入	491
資産見返物品受贈額戻入	44
補助金収益	-
臨時利益	-
純利益	-
総利益	-

■中期計画に係る実績（R6年度まで）

2 収支計画（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	24,011
経常費用	24,011
業務費	23,062
教育研究経費	3,101
受託研究等経費	496
人件費	14,008
一般管理費	5,457
財務費用	-
雑損	-
減価償却費	949
臨時損失	-
収入の部	24,011
経常収益	24,011
運営費交付金収益	15,431
授業料等収益	7,038
受託研究等収益（寄附金を含む。）	713
財務収益	-
雑益	294
資産見返負債戻入	535
資産見返運営費交付金等戻入	491
資産見返物品受贈額戻入	44
補助金収益	-
臨時利益	-
純利益	-
総利益	-

2 収支実績（令和6年度まで）（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	15,665
経常費用	15,433
業務費	14,578
教育研究経費	3,542
受託研究等経費	430
人件費	9,180
一般管理費	1,425
財務費用	19
雑損	0
減価償却費	833
臨時損失	233
収入の部	18,253
経常収益	16,089
運営費交付金収益	9,650
授業料等収益	4,750
受託研究等収益（寄附金を含む。）	768
財務収益	0
雑益	204
資産見返負債戻入	199
資産見返運営費交付金等戻入	169
資産見返物品受贈額戻入	30
補助金収益	517
臨時利益	2,165
純利益	2,588
総利益	2,588

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

第7 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条） 第7予算、収支計画及び資金計画

3 資金計画（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	23,476
業務活動による支出	21,142
投資活動による支出	1,745
財務活動による支出	589
次期中期目標期間への繰越金	-
資金収入	23,476
業務活動による収入	23,476
運営費交付金収入	15,431
授業料等収入	7,038
受託研究等収入	713
その他収入	294
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前期（中期目標期間からの）繰越金	-

■中期計画に係る実績（R6年度まで）

3 資金計画（令和3年度～令和8年度）（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	23,476
業務活動による支出	21,142
投資活動による支出	1,745
財務活動による支出	589
次期中期目標期間への繰越金	-
資金収入	23,476
業務活動による収入	23,476
運営費交付金収入	15,431
授業料等収入	7,038
受託研究等収入	713
その他収入	294
投資活動による収入	-
財務活動による収入	-
前期（中期目標期間からの）繰越金	-

3 資金収支実績（令和6年度まで）（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	20,780
業務活動による支出	14,536
投資活動による支出	1,058
財務活動による支出	362
次期中期目標期間への繰越金	-
翌年度への繰越金	4,826
資金収入	20,780
業務活動による収入	16,126
運営費交付金収入	10,240
授業料等収入	4,317
受託研究等収入	1,351
その他収入	218
投資活動による収入	0
財務活動による収入	-
前期（中期目標期間からの）繰越金	1,094
	3,560

※端数処理により内訳と合計が一致しない場合があります。

<p>第8 短期借入金の限度額  第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  第10 剰余金の使途  第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）</p>
--

<p>■中期計画（法人が策定する「中期目標を達成するための計画」：地方独立行政法人法第26条）</p>	<p>第8 短期借入金の限度額  第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画  第10 剰余金の使途  第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）</p>
---	--

<p><b>第8 短期借入金の限度額</b>  1 短期借入金の限度額  5億円  2 想定される理由  運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。</p> <p><b>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>  なし。</p> <p><b>第10 剰余金の使途</b>  決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。</p> <p><b>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）</b>  1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）  前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。  2 人事に関する計画  教員については、大学の教育研究や地域への貢献を更に推進していくために必要となる人員を、人件費も念頭に置きながら、年次ごとの採用計画に基づき適正に配置する。  事務職員については、法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに、本学を円滑に運営するため、専門的な知識を有する職員を長期にわたって養成していく。  3 施設設備に関する計画  中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、宮城県の財政状況に応じて協議の上、決定する。</p>
--

<p>■中期目標期間暫定評価（令和7年6月末までに県評価委員会に提出）※R3年度～R6年度総括</p>
---

<p><b>第8 短期借入金の限度額</b>  1 短期借入金の限度額  5億円  2 想定される理由  運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により、緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。</p> <p><b>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>  なし。</p> <p><b>第10 剰余金の使途</b>  決算において剰余金が発生した場合は、知事からの承認を得た上で、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。</p> <p><b>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）</b>  1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）  前中期目標期間繰越積立金については、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。  2 人事に関する計画  教員については、大学の教育研究や地域への貢献を更に推進していくために必要となる人員を、人件費も念頭に置きながら、年次ごとの採用計画に基づき適正に配置する。事務職員については、法人採用職員の幹部職員への積極的な登用を行うとともに、本学を円滑に運営するため、専門的な知識を有する職員を長期にわたって養成していく。  3 施設設備に関する計画  中期目標を達成するために必要な業務の実施状況を勘案した施設設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設設備の大規模修繕等については、宮城県の財政状況に応じて協議の上、決定する。</p>	<p><b>第8 短期借入金の限度額</b>  1 短期借入金の限度額  短期借入は行わなかった。  2 想定される理由  —</p> <p><b>第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画</b>  なし。</p> <p><b>第10 剰余金の使途</b>  決算において剰余金が発生した場合は、協議の上、教育研究の質の向上並びに組織運営及び施設設備の改善に充てる。</p> <p><b>第11 県の規則で定める業務運営に関する事項（県規則第七条第一号から第三号関係）</b>  1 積立金の処分に関する計画（法第40条第4項の承認を受けた金額の使途）  大和キャンパスの本部棟スキルスラガ整備工事、太白キャンパスのデータ&amp;メディアコモンズ改修工事、講義棟視聴覚設備更新工事及び食品加工棟改修工事に充当した。  2 人事に関する計画  ・各学群・研究科で策定した編成方針等を踏まえ、専任教員の配置を行った上で、科目担当の充足が困難で、教育の質保証の観点から必要と認められる場合には、特任教員や非常勤講師を配置するなど、科目担当教員の配置に関する指針を定め、適正な配置を行った。  ・各学群・研究科において、採用等に係る選考基準を明確に定めるとともに、将来構想との整合性や、求める教員像を明確にした人事計画書を作成し、理事会議決を経て公募により選考を行った。採用予定者の決定に当たっては、学群及び教員人事委員会での選考、理事会審議を経るなど、教員人事規程に基づく厳正な選考手続により、採用予定者等を決定した。  ・「本学が求める教員像」の明確化や、学系組織の所掌事項について整理を図った。  ・引き続き、教員組織の編成方針等を踏まえた教育研究業績、実務経験等を有する優れた教員の確保を図りつつ、必要に応じて特任教員や非常勤講師の適切な配置により教養教育の充実や教育内容のグローバル化に取り組むものとする。  ・年齢構成、業務運営の将来展望等を踏まえて、公募による事務職員の採用試験を計画的に実施し、適切な法人運営に必要な事務職員の採用を行った。また、有期雇用職員についても、業務運営状況等を踏まえて、必要に応じて適切に公募による採用を行った。  ・人事配置については、本人の持ち味や将来的なキャリアプランを考慮するとともに、毎年度、定期的に作成・提出を求めている身上調書に基づき、職員の希望や意欲を考慮し、能力・適性等を勘案した異動を実施した。  ・事務局職員評価要綱に基づき、上司と部下による目標の共有とコミュニケーション、人材育成や能力開発に重点を置いた業績評価を実施した。有期雇用職員についても、資質向上と勤務成績に基づく手当支給を通じた組織活性化等を目的に、有期雇用職員評価要綱に基づく勤務評価を実施した。  ・事務職員を公立大学協会及び国立大学法人東北大学に派遣し、職員の資質向上に努めた。  ・引き続き、優れた人材の確保を図りつつ、職員の持ち味等を考慮した人事配置を行うとともに、研修等を通じた人材育成に取り組んでいくものとする。  3 施設設備に関する計画  ・大規模修繕については、必要に応じて一部実施時期の変更を行い、施設整備計画に基づき実施した。  ・ネットワーク基盤システムを大きなトラブルなく、更新することができた。（R5更新）  ・実験実習機器については、概ね計画通りに整備・更新を進められており、教育研究環境の維持・向上に繋がっている。</p>
--	--